

浜田通り貯留管ポンプ施設整備工事

特記仕様書 (総則)

令和2年度

四日市市上下水道局

第1章 総則（土木）

（優先順位）

第1 本工事の施工にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

1. 質問回答書
2. 契約図書
3. 三重県公共工事共通仕様書

（共通仕様書）

第2 本工事の施工にあたっては、「三重県公共工事共通仕様書」（三重県のホームページ及び四日市市上下水道局下水建設課にて縦覧）を準用する。

2. (イ) 産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく中間処理施設及び再生資源の促進に関する法律に基づく再資源化施設」に搬入すること。

(ロ) 産業廃棄物処理業者名簿は、三重県のホームページを縦覧すること。

(ハ) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）確認表（指定様式）を提出し、監督職員にマニフェスト（A票及びD票もしくはE票）の確認を得ること。

(ニ) 建設副産物の処理を委託した場合は、委託契約書の写しを工事打合簿にて提出すること。

(ホ) 建設発生土を搬出する場合は、施工計画書に処分地（位置図）を明記すること。なお、処分地が民有地の場合は、土地所有者から建設発生土受入承諾書を事前に得るものとし、その写しを提出するものとする。

3. 工事の施工について下請負に付する場合には、四日市市工事執行規則第18条における様式により、請負工事一部下請負届を提出すること。また、施工体制台帳、工事作業所災害防止協議会兼施工体系図を届出書（発注者指定の様式）に添付し提出すること。

4. 道路交通障害を生じる場合は受注者にて、所轄警察署で道路交通法第77条による「道路の使用の許可」の手続きを行うこと。また、緊急車輛等の通行に支障を来たす場合は、関係各機関（消防署等）に連絡し必要な手続きを行うこと。

5. 資材購入及び工事の一部を下請負者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。

6. 契約金額300万円未満の工事の工事工程表及び履行状況報告については、監督職員が提出を求めない限り省略するものとする。

7. 工事日報・納品伝票等の写しは、監督職員が提出を求めた場合については、提出すること。

8. 国家資格を有しないものを現場代理人、主任技術者又は監理技術者と定める場合、現場代理人・技術者選任（変更）通知書に経歴書を添付すること。

国家資格を有するものを現場代理人、主任技術者又は監理技術者と定める場合、監督職員が提出を求めない限り経歴書の添付を省略するものとする。ただし、受注者からの提出を妨げるものではない。

9. 監督職員より指示があった場合は、環境管理に係わる配慮事項確認書を提出すること。

10. 施工にあたり、工事看板・立入防止処置など、交通安全施設による安全管理を徹底すること。

11. 準備作業に伴う、除草及び整地は受注者にて行うこと。

12. この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別紙『個人情報取扱注意事項』を遵守しなければならない。

13. 安全教育・訓練等の実施状況を記録した資料については、監督職員に提示すること。

また、記録した資料については検査時に持参すること。

14. 受注者は、工事目的物、工事材料（支給材料を含む。）及び作業員等を工事保険、法定外の

労災保険、火災保険、請負業者賠償責任保険（管理財物保証特約を含む。）、その他の損害保険等に必要に応じて付さなければならない。

15. 石綿管の処理を伴う場合について

(イ) 「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」厚生労働省健康局水道課（平成17年8月）に従って、関係法令を遵守の上、適切に処理すること。

(ロ) 石綿作業主任者（石綿作業主任者技能講習修了者）を選任すること。

なお、平成18年3月末までに特定化学物質等作業主任者技能講習を取得済みの場合は従来どおり作業主任者になることができるものとする。

(ハ) 石綿障害予防規則に基づき、撤去等の作業における保護具の装着、石綿管分析試験等を行う場合、それらに要した費用について監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

16. 污水管を布設する工事

(イ) 公設污水柵設置申請書及び受益者申告書の回収にあたっては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。

(ロ) 公設污水柵設置申請書をもとに施工すること。

(ハ) 污水本管には、污水管理設テープ（茶色）を設置すること。また污水柵の宅内取付管のキャップ止箇所には接続時注意喚起テープ（黄色）を設置すること。

17. 人孔鉄蓋（φ600）について

四日市型を使用すること。仕様については四日市市上下水道局ホームページ（ホーム≫お知らせ≫2017年04月01日 人孔鉄蓋の仕様について）を参照のこと。また、下水建設課で縦覧可能。

ホームページアドレス：http://www.city.yokkaichi.mie.jp/new_water/pdf/human_iron_lid.pdf

（工事現場の管理）

第3 関係諸法規を遵守し、労働者・その他出入者の監督・風紀衛生の取締りならびに火災盗難・その他の事故防止に十分注意しなければならない。

既設物（埋設物等）に近接する作業については、予め位置の確認を行った後これらに支障を与えぬよう細心の注意をもって行うこと。なお、緊急時の措置方法については各所有者（管理者）の指示が優先することがある。

また、降雨等天災に対し受注者は現地の状況をよく把握しこれに対処できる諸設備の構造・配置を図ると共に、常に予報等に注意を払い昼夜にかかわらず本工事の施設ならびに本工事に起因する第三者への支障を与えないよう人員・資材等を準備し対処しなければならない。

（観測・測定・工事記録）

第4 工事の着手に先立ち下記の項目について測定し、測定記録を監督職員に提出すること。

①道路中心鉄 ②境界標 ③引照点 ④街区三角点・街区多角点

2. 下記の項目について観測・測定・工事記録を詳細にとり、監督職員が提出を求めた場合、すみやかに提出すること。

①工事中の土留材の変状 ②地質

3. 既設舗装の取壊しに際しては、概ね40m毎に側点を設け、その側点毎に既設舗装厚さを測定するとともに写真撮影すること。また、その側点記録等を監督職員に提出すること。

なお、上記事項を実施しない場合、その件に関する設計変更は発注者においておこない、受注者はこれに従わなければならない。

（環境調査）

第5 監督職員の指示がある場合、工事の着手に先立ち施工箇所における道路・水路構造物の現況ならびに施工沿線の家屋等の外観の写真撮影を行うこと。なお、上記について監督職員が提出を求めた場合、すみやかに提出すること。なお、これに要する費用は一切受注者の負担とする。

(騒音・振動)

第6 本工事に際し発生する騒音・振動について極力小さくなるよう機種を選定、使用方法について十分考慮すること。

(品質管理)

第7 基準数量以下の品質管理等については、監督職員の指示によるものとする。

(産業廃棄物税)

第8 本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本年度分の課税対象となった場合には、翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払い請求を行うこと。

(契約金額100万円以上の工事)

第9 三重県公共工事共通仕様書に基づき、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)が運用する「建設副産物情報交換システム」にデータ入力した場合は、登録証明書の写しを工事打合簿にて提出すること。

(契約金額500万円以上の工事)

第10 建設業退職共済(建退共)制度の掛金収納書の写しを監督職員に提出すること。(四日市市調達契約課ホームページから四日市市入札制度の概要について(工事等)を参照のこと。)

ホームページアドレス：<http://www.city.yokkaichi.mie.jp/nyuusatsu-info/k-nyuusatuseido.htm>

なお、掛け金について、土木工事は契約金額の0.8/1000以上、その他工事は上記ホームページを参照のこと。

提出の書式については、四日市市上下水道局ホームページから「書式のダウンロード」を参照のこと。

ホームページアドレス：http://www.city.yokkaichi.mie.jp/new_water/05_tender/download/index.html

中小企業退職金共済(中退共)制度など他の退職金制度に加入していることにより、共済証紙を購入する必要が無い場合は、理由書の提出により証紙購入を不要とする。

2. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に伴う契約事務処理について、コンクリート・アスファルト等の解体工事に要する費用を工事請負契約書の別添書式「解体工事に要する費用等」に記入し、監督職員に記入事項の確認を得て四日市市上下水道局総務課にて契約を締結すること。
3. 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事实績情報システム(CORINS)へ登録した場合は、「登録内容確認書」の写しを工事打合簿にて提出すること。

(使用機械)

第11 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事の施工において排出ガス対策型建設機械を使用し、「指定ラベル」が確認できる工事写真を監督職員に提出すること。なお、グレーダについても、排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用しない場合は、設計変更の対象とする。ただし、機械損料に差額のない機種についてはこの限りでない。

(暴力団不当介入に関する事項)

第12 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置

を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに所轄の警察へ通報並びに工事発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、工事遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、工事発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1) (2) の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(下水道工事標準図)

第13 汚水管布設工事については、標準図を制定しており設計図書となるため、これに基づき施工すること。標準図については当初契約時における最新のものを適用する。

詳細については、四日市市上下水道局ホームページを参照のこと。また下水建設課で縦覧可能。

(トップページ≫入札情報≫書式のダウンロードから)

ホームページアドレス: (https://www.city.yokkaichi.mie.jp/new_water/05_tender/download/index.html)

(特記仕様書)

第14 他別記の特記仕様書を附す。

第2章 総則（機械設備）

第1節 共通事項

1. 本工事は、本特記仕様書等に基づき受注者の責任施工とし、現場を実測のうえ、工事に必要な承諾函を提出し、発注者の承諾を得た後、工事施行に着手するものとする。また、特許権や実用新案権等の知的財産権を十分理解し、関係法令を順守するとともに、それらの権利使用等に関しては事前の調査を行い、受注者の責任において対応すること。
2. 施工は、特記仕様書による他、日本下水道事業団設備工事一般仕様書に準ずることとする。仕様書等の優先順位は下記のとおりとする。
 - (1) 打合せ等により決定した事項
 - (2) 特記仕様書
 - (3) 日本下水道事業団発行図書
3. 受注者は、工事目的物を完成させるために必要な工程管理・仮設計画・施工管理・品質管理を具体的に定めた施工計画書を発注者に提出しなければならない。また、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。
4. 受注者は、工事が完成し、引渡し完了までの工事対象物の保管責任を負わなければならない。
5. 隣接工事または関連工事がある場合は、その工事の請負施工者等と相互に協力し、施工すること。
6. 完成検査時等に機器の運転が出来ない等支障がある場合は、受注者は発注者の指示に従うものとする。
7. 施工に当たっては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図ること。
8. 工事の完成に際して、工事にかかる部分を片付けかつ清掃し、整然とした状態にするものとする。
9. 施工上必要な施設物防護、臨時取りこわし物の復旧及び仮施設等は受注者の負担で行うものとする。
10. 当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行うこと。
11. 工事施工にあたり、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、発注者へ報告のうえ実施しなければならない。
12. 受注者は、工事施工によって生じた現場発生品について現場発生品調書を作成しなければならない。引き渡しを要しないものは搬出し、関係法令に従い適切に処理し、引き渡しを要するものは、指示する場所で引き渡さなければならない。産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、書面により適切に処理されていることを確認するとともにその写しを提出しなければならない。
13. 受注者は、施設敷地内へ現場事務所等を設置することが出来るものとする。また、その行政財産の使用にかかる使用料は無償とする。
14. 現場代理人、監理技術者、専任の主任技術者は腕章等を着用し、他者からも容易に区別できるようにすること。

第2節 特記事項

1. 受注者は、現場実測を行ったうえで承諾申請図書を作成、提出し、発注者の承諾を得るものとする。
 - ・既存機器の状況を把握すること。
 - ・既存設備の更新であるため、既存機械設備との整合性や制御方法について十分に注意すること。
 - ・引き渡し後に受注者の故意又は重大な過失により瑕疵が発生した場合は、受注者は自らの負担で対応しなければならない。
2. 機器の詳細及び配管・配線等の位置、経路、サイズ、本数は承諾図書により決定するものとする。
3. 本特記仕様書、図面等の間に相違がある場合または図面からの読み取りと図面等に書かれた数値が相違する場合、受注者は発注者に確認し、指示を受けなければならない。
4. 受注者は、稼動の際、機能に支障が出ないように必要に応じ措置を施すこと。

5. その他、指示、承諾事項等を遵守すること。

第3節 提出書類

1. 承諾申請図書 2部
2. 工事写真 1部

製作工場等における機器製作完了及び主要検査状況の写真（可能な場合は機器製作工程も含む）、工事着手前・工事中・完成の記録及び確認の写真等とする。地中埋設等により完成時に状況を明らかに出来ない箇所は、特に入念に撮影すること。

原則として、撮影用具にデジタルカメラを用いる。カラープリンタによりサービスサイズ程度の大きさでA4用紙に印刷し、提出すること。

3. 工事打合せ簿 1部

発注者と工事打ち合わせを行った場合は、打合せ簿を提出すること。打合せ簿の記入事項は、下記のとおりとする。

工事名
打合日時・場所
受注者名
打合せ内容

4. 完成図書

(1) 内容

工事概要、特記仕様書
一般図（全体平面図）
機器図（支給品の機器を含む）
工事施工図
工事写真（修繕の場合）
検査試験成績書
取扱説明書
設計計算書（必要な場合）
官公署等への届出（写し）
※表紙記入事項は下記の通りとする。

発注者名
工事名
工事場所
工事年度
受注者名（商号または名称のみとする）

(2) 作成要領

A4黒厚表紙（折込）（金文字）2部

A4縮小版 2部

電子ファイル（CD等）2部 厚さ10mm程度のケースに入れ完成図書に綴じこむこと

（A4判製本・電子ファイルの内容については発注者の指示による。また、部数については打合せにより決定したものを最優先とする。）ただし、完成検査時は、パイプ式ファイル等で作成してもよい。また、完成図書・電子ファイル（CD等）については、認定後にすみやかに提出してもよい。

第4節 工場検査等

発注者が必要と認める機器類については、製作が完了したとき工場にて発注者立ち会いにより工場検査を実施しなければならない。工場検査終了後、工場検査報告書に検査試験成績表、使用計器校正記録、その他検査記録及び検査記録写真等を添付して提出するものとする。発注者による立ち

会いを省略した場合は、工場自主検査報告書に検査試験成績表、使用計器校正記録、その他検査記録及び検査記録写真等添付して提出するものとする。小型機器及び汎用機器は、検査試験成績書を提出するものとする。

(特に発注者が指示した場合は省略することができる。)

第5節 試運転

本工事は、現場にて組合せ試験、単体調整試験を行うものとする。別途発注工事との関連、その他の理由で実施出来ない場合は、発注者が承諾したものは、後日可能になったときに行うものとする。

試運転に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、電力、燃料、上水、薬品等は、事前協議のうえ、本市設備からの供給としてもよい。

第6節 随時検査

受注者は、特に完成検査時に確認ができない水中部、埋設部、低所、高所、または完成後直ちに供用開始する設備など完成検査時に確認ができない特殊または重要なものについて、四日市市検査規程第8条第6項の規定により本市の検査室長が随時検査を求めた場合は、監督員の指示に従い受検すること。

第7節 環境配慮事項

1. 本工事においては、本市の環境方針に基づき環境に配慮した工事施工に努めなければならない。
2. 騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業、三重県生活環境の保全に関する条例に基づく建設作業の実施にあたっては、必要な各種届出を確実にするとともに、近隣への対策を配慮しなければならない。
3. 機器の据付等に用いる作業用機械は低騒音・低振動型作業機械の使用に努めること。
4. 工事用重機・車輛の使用にあたっては、アイドリングストップや効率的な運転を行い省エネルギー、排出ガス削減に努めること。
5. 本工事において発生した産業廃棄物は、マニフェスト等写しにより廃棄物の種類、数量、最終引渡場所等を報告すること。
6. 現場にて発生したコンクリート殻はリサイクルし、また、使用する資材についても可能な限りリサイクル品を使用するように努めること。
7. コンクリート工については熱帯材型枠の使用を抑制し、二次製品や代替型枠等の利用により、熱帯材型枠の使用を極力抑制すること。
8. 提出する工事関係書類は、可能な限り再生コピー用紙を使用する等環境に配慮すること。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(施工者の義務)

第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を行うために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再提供の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。

2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等（以下「資料等」という。）を複製し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複製又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びびき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、以下の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

（研修・教育の実施）

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（罰則等の周知）

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

（苦情の処理）

第12 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（事故発生時における報告）

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

浜田通り貯留管ポンプ施設整備工事

特記仕様書 (土木工事)

令和2年度

四 日 市 市 上 下 水 道 局

特記仕様書（土木工事）

（四日市市上下水道局技術部下水建設課）

第1 適用範囲

本仕様書の適用範囲は、『三重県公共工事共通仕様書』と共に本工事の施工にあたり、受注者が守らなければならない特記事項についての仕様書であり、共通仕様書と重複する事項については本仕様書が優先する。

第2 残土処理

残土受入地未定につき、暫定運搬距離を4.0kmとする。また、土砂搬出の際に道路等を汚した場合は、すみやかに清掃し周辺地域に迷惑のかからないようにすること。

第3 安全対策

本工事の施工は作業時間中、下記表のとおり交通誘導警備員を配置し、一般交通等に支障を来さないよう、周辺地域の交通安全ならびに交通誘導等に努めなければならない。また、各工種の着手前に交通誘導警備員の配置計画を打ち合せ簿にて提出し、監督職員の承諾を得ること。その後、地元自治会及び関係機関、警察の意見を検討し、配置人員や施工時間に変更が生じた場合は、監督職員と別途協議を行うものとする。

交通誘導警備員

工種及び施工箇所	配置人員	配置場所
阿瀬知-9作業ヤード（工所用機械・歩行者の誘導等）	1名/日	作業ヤード出入口
阿瀬知-9管きょ工φ700施工箇所	2名/日	市道規制区間の前後

第4 施工時間・施工時期

作業は、昼間施工（標準時間帯）とする。

阿瀬知-9の浜田小学校内での施工については、原則、浜田小学校の終業期間（春休み、夏休み・冬休み）に行うこととする。

なお、地元自治会、関係機関及び警察との協議により、施工時期・施工時間に変更が生じる場合は、監督職員と別途協議を行うものとする。

第5 施工計画

受注者は設計図書・仕様書等を十分理解して現場の状況を的確に把握したうえで施工計画書を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。

第6 工事用地

阿瀬知-10の作業ヤードは市が管理する六地藏公園であり、阿瀬知-9の作業ヤードについては市立浜田小学校であることから、工事の実施にあたっては公園管理者、学校関係者のほか各施設の利用者に対し使用範囲・使用方法及び期間、工事中の安全対策等について十分に説明し、了承を得たうえで着手すること。

なお、公園及び学校の使用許可は発注者側にて申請するため、上記のとおり各関係者と

協議した内容を踏まえた施工計画や工程表など申請に必要な書類を作成して監督職員に提出すること。

第7 支障物件

施工にあたり、架空線及び既設地下埋設物を確認し、関係機関と十分に協議のうえ、作業を行うこと。

第8 試掘工

阿瀬知ー9の管きょ工φ700については、既設地下埋設物と近接した施工が必要となるため、工事に先立ち埋設箇所の確認を行い試掘が必要であれば、監督職員と打合せ協議を行い、各埋設物の占有者と立会いの上、試掘を行うこと。

第9 境界ピン等の復元

本施工区間に設置された境界ピン等について、事前に確認を行い、監督職員に位置図及び写真で報告すること。

また、このピン等について、測量方法、復旧方法について、監督職員と協議を行い、舗装復旧後速やかに復元すること。

第10 官公庁などへの手続

本工事施工にあたり、工事遂行上必要な一切の諸法規上の手続きは遅滞なく受注者の負担で行うものとする。

工事施工上、官公庁その他への手続き・交渉等で発注者が折衝に当たる必要があると認められる以外は、受注者が緊密な連絡をとり、十分な協調を保つこと。

第11 広報及び地域貢献

受注者は現場周辺の住民等関係者に工事の工程・作業の占用等についてのPR（完成予想図、工事説明図など）を行うこと。

また、本工事で使用する工事事用資材等のうち、現場周辺で入手可能な資材等については可能な範囲で調達して地域に貢献すること。

第12 可動堰

阿瀬知ー9、阿瀬知ー10に設置する可動堰については、設計計算書・承認図を監督職員に提出し、承認を得てから製作すること。

第13 ドロップシャフト

阿瀬知ー9、阿瀬知ー10に設置するドロップシャフトについては、設計計算書・承認図を監督職員に提出し、承認を得てから製作すること。

第14 機械式継手

阿瀬知-10のケーソン立坑に設置済みの機械式継手は、リレージョイントSAであり、これに接合し、躯体工の鉄筋工の施工を行うこと。

第15 コンクリート

本工事で使用する生コンクリートの配合は、図面に指定が無いものについては、鉄筋コンクリートは21-12-25(BB)W/C=55%以下、無筋コンクリートは18-8-25(BB)W/C=60%以下とする。

第16 工事に使用する水道

工事に必要な水道については、受注者の負担により準備すること。

第17 給排水設備

阿瀬知-10の給排水設備の設置については、指定給水装置工事事業者及び四日市市排水設備工事指定業者により行うこと。

第18 工程関係

浜田通り貯留管築造工事の受注者と綿密に工程調整を行い、円滑に現場の引渡し及び工事着手を行うこと。

第19 契約図面

契約図面の縮尺寸法は、A1サイズからA3に縮小印刷したものとする。

特記仕様書(施工条件明示一覧表)【土木工事】

明示項目	明示事項	条件及び内容
設計積算条件	<input checked="" type="checkbox"/> 工事工種 <input checked="" type="checkbox"/> 積算基準 <input checked="" type="checkbox"/> 単価適用日 <input checked="" type="checkbox"/> 週休補正×施工地域区分 <input checked="" type="checkbox"/> 施工地域区分 <input checked="" type="checkbox"/> 一般管理費の補正 <input type="checkbox"/> 随意契約による調整	<input checked="" type="checkbox"/> 該当工事工種を記入する。 下水道工事(3) <input checked="" type="checkbox"/> 三重県県土整備部制定 令和2年8月制定版 <input type="checkbox"/> ○○協会積算資料(2020)※参考 <input type="checkbox"/> 想定土質 () <input type="checkbox"/> 透水係数 () <input checked="" type="checkbox"/> 建設物価・積算資料 令和2年 10月 <input checked="" type="checkbox"/> 令和2年4月1日制定(令和2年10月1日一部改訂) <input checked="" type="checkbox"/> ○○協会参考資料(2020)※参考 <input checked="" type="checkbox"/> 週休補正なし <input type="checkbox"/> 4週8休 <input type="checkbox"/> 4週7休 <input type="checkbox"/> 4週6休 <input type="checkbox"/> 市街地(DID補正)(1)-1 (<input type="checkbox"/> 電線共同溝工事 <input type="checkbox"/> 道路維持工事 <input type="checkbox"/> 舗装工事 <input type="checkbox"/> 橋梁保全工事) <input type="checkbox"/> 市街地(DID補正)(1)-2 <input type="checkbox"/> 市街地(DID補正)(1)-3 ※現場管理費は(1)-2 <input type="checkbox"/> 一般交通影響有り(1)-1 (<input type="checkbox"/> 電線共同溝工事 <input type="checkbox"/> 道路維持工事 <input type="checkbox"/> 舗装工事 <input type="checkbox"/> 橋梁保全工事) <input type="checkbox"/> 一般交通影響有り(1)-2 <input type="checkbox"/> 一般交通影響有り(2)-1 (<input type="checkbox"/> 電線共同溝工事 <input type="checkbox"/> 道路維持工事 <input type="checkbox"/> 舗装工事 <input type="checkbox"/> 橋梁保全工事) <input type="checkbox"/> 一般交通影響有り(2)-2 <input type="checkbox"/> 山間僻地及び離島 <input checked="" type="checkbox"/> 補正なし <input checked="" type="checkbox"/> 前払金支出割合に係る一般管理費等率の補正 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 契約保証に係る一般管理費等率の補正 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
工程関係	<input checked="" type="checkbox"/> 別途工事との工程調整 <input checked="" type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限 <input type="checkbox"/> 他機関との協議 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 調整項目 <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input checked="" type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (別途、特記仕様書による。) <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 制限する工種名 () <input checked="" type="checkbox"/> 施工時期及び施工時間 (別途、特記仕様書による) <input type="checkbox"/> 施工方法 () <input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名 () <input type="checkbox"/> 協議完了見込み時期 () <input type="checkbox"/> その他 ()
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり <input type="checkbox"/> 仮設ヤードあり <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 未処理箇所 (<input type="checkbox"/> 別添図 <input type="checkbox"/> No. ~ No. <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 完了見込み時期 (<input type="checkbox"/> 令和 年 月頃 <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード (<input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間 () <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離 (L= Km) <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法 () <input type="checkbox"/> その他 () <p style="text-align: center;">※事前に地元と協議を行い、増減が必要な場合は事前に監督職員と協議すること。</p>
公害対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 制限項目 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input checked="" type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 施工方法 <input type="checkbox"/> 指定工法名 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 調査項目 <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質測定 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 調査方法 <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 ()

特記仕様書(施工条件明示一覧表)【土木工事】

明示項目	明示事項	条件及び内容
安全対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり <input checked="" type="checkbox"/> 近接施設等に対する制限 <input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり <input checked="" type="checkbox"/> 現場での安全確保(自主施工の原則) <input type="checkbox"/> 現場環境改善費適用工事 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input checked="" type="checkbox"/> 交通管理要員の配置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input checked="" type="checkbox"/> 別途仕様書 <input type="checkbox"/> 配置人員数 (人) <input checked="" type="checkbox"/> 交代要員数 (1 人/日) <input checked="" type="checkbox"/> その他(配置人員の変更は原則行わないものとするが、交通誘導警備員については、地元自治会、関係機関及び警察の意見を検討し、配置人員に変更が生じる場合については、監督職員と別途協議を行うこと。ただし、工事車両の搬入出に伴い配置する場合については、間接費に含まれるものとし、設計変更の対象としない。) <input checked="" type="checkbox"/> 既存施設あり ・近接公共施設 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input checked="" type="checkbox"/> 電気 <input checked="" type="checkbox"/> 電話 <input checked="" type="checkbox"/> 水道 <input checked="" type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 () ・近接施設 <input type="checkbox"/> 擁壁 () <input type="checkbox"/> ブロック塀 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> その他 () ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 <input type="checkbox"/> 工法制限あり ・制限を受ける工種 () ・制限内容 () <input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 保安要員の配置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。 <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容(率分)() <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容(積上)() <input type="checkbox"/> その他 ()
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件あり <input type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件 <input type="checkbox"/> 別添図面等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 転用あり (回) <input type="checkbox"/> 兼用あり () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 構造及び設計条件 <input type="checkbox"/> 別添図面等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 施工方法 <input type="checkbox"/> その他 ()

特記仕様書(施工条件明示一覧表)【土木工事】

明示項目	明示事項	条件及び内容
残土・産業廃棄物関係	<input checked="" type="checkbox"/> 残土処分 (処分先については監督職員に工事打合簿にて提出すること) <input type="checkbox"/> 残土処分(指定処分・他工事流用) <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり <input checked="" type="checkbox"/> 提出書類 その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 残土処分地 暫定運搬距離(処分地未定につき相互協議する) <input checked="" type="checkbox"/> L= 4Km <input type="checkbox"/> L= 8Km <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 処分地の処理条件あり <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> その他 () <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類 <input checked="" type="checkbox"/> コン塊 <input checked="" type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他 () <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地 運搬距離 (L= Km) <input checked="" type="checkbox"/> 再生処分地 (Con、As) <input type="checkbox"/> 最終処分地 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途図書 <input checked="" type="checkbox"/> 処分地での処理費 <input checked="" type="checkbox"/> 計上あり(<input checked="" type="checkbox"/> 処理料 <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> 被覆土) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件 () <input checked="" type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」する際には、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。 なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 <input type="checkbox"/> その他 ()
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 支障物件名 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 移設時期 (<input type="checkbox"/> 令和 年 月頃 <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 防護 () <input type="checkbox"/> その他 ()
排水工関係(濁水処理含む)	<input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり ※法令上乗せ制限の場合	<input type="checkbox"/> 項目および基準値 () <input type="checkbox"/> 調査項目 () <input type="checkbox"/> その他 ()
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認 <input type="checkbox"/> 注入の管理及び注入の効果確認 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 工法区分 <input type="checkbox"/> 材料種類 () <input type="checkbox"/> 施工範囲 () <input type="checkbox"/> 削孔数量 () <input type="checkbox"/> 注入量 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 工法関係 () <input type="checkbox"/> 材料関係 () <input type="checkbox"/> その他

特記仕様書(施工条件明示一覧表)【土木工事】

明示項目	明示事項	条件及び内容
再生材料使用関係	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input checked="" type="checkbox"/> 再生クラッシャーラン <input checked="" type="checkbox"/> 再生砂 <input checked="" type="checkbox"/> 再生材が使用できない時の措置 <input checked="" type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。 (認定製品の品名:) <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 (認定製品の品名:) 【注:認定製品の品名欄については、設計単価表品名を記入すること。】 <input type="checkbox"/> その他 ()
その他	<input type="checkbox"/> 工所用機材の保管 <input type="checkbox"/> 現場発生品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり <input type="checkbox"/> 盛土材料等工事間流用あり <input checked="" type="checkbox"/> 試験 (平坦性試験) <input checked="" type="checkbox"/> テストピース (区画線工) <input checked="" type="checkbox"/> 随時検査 <input type="checkbox"/> 汚水樹設置申請書回収費 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 保管場所 () 期間 () その他 () <input type="checkbox"/> 品名 () 数量 () 保管場所 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 品名 () 数量 () 引渡場所 () 時期 (令和 年 月 日) その他 () <input type="checkbox"/> 運搬方法 (<input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 引渡場所 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 数量 () 運搬距離 L= Km) <input checked="" type="checkbox"/> 試験実施 <input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input checked="" type="checkbox"/> テストピース実施 <input type="checkbox"/> 要 () <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は四日市市工事検査規程第8条第6項に基づき、発注者が随時検査を求めた場合は、監督職員の指示に従い受検すること。 <input type="checkbox"/> 件数・・・ 件 <input type="checkbox"/> その他 ()
適用条件		<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書(令和2年8月版)を準用 (部分改正を行った内容も含む(最新改正:令和 年 月 一部改訂) <input type="checkbox"/> 土木構造物設計マニュアル(案) <input type="checkbox"/> その他

(注) 上記受託業務事項・条件および内容のレ印当該欄は作業に当たって制約を受けることになるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は工事打ち合わせ等により協議するものとする。

浜田通り貯留管ポンプ施設整備工事

特記仕様書 (機械設備工事)

令和2年度

四 日 市 市 上 下 水 道 局

第1章 一般仕様

§ 1 工事目的

本工事は、浜田通り貯留管のポンプ設備とそれに付随する配管類を新設するものである。

§ 2 総 則

本工事は、契約書、設計書、本特記仕様書及び図面等により施工する。

本仕様書に記載されていない仕様、機器製作、据付工事については、日本下水道事業団「機械設備工事一般仕様書（令和2年度版）」に準拠して製作、据付を行なうものとする。なお、打合せ等によって決定した事項が最優先するものとする。

§ 3 工事概要

本工事は、貯留管における機器の製作据付工事、基礎工事等を行いそれに付随する配管類を新設するものである。

工事施工にあたっては、特に監督員の指示に従い、その使用目的に適した十分な機能を有する優秀な機器を製作し、現地に据付工事等を行うものとする。

§ 4 共通事項

1. 一般事項

規格、基準等の主な法令は以下に示すとおりである。

- (1) 機械に関する技術基準を定める省令
- (2) 日本工業規格（J I S）
- (3) 日本電機工業会標準規格（J E M）
- (4) その他関連法令、条例及び規格及び事業団発刊基準類

第2章 機器仕様

§ 1 雨水ポンプ

1. 使用目的

本機は、貯留管内の雨水を揚水するものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	吸込スクリュ付渦巻ポンプ	
(2) 吸込口径	φ 300	
(3) 吐出量	10.62m ³ /min	
(4) 全揚程	41m	
(5) 電動機出力	110kW	VVVF
(6) 電源	400V×60Hz	
(7) 台数	2台	

3. 構造概要

本ポンプは、雨水（希釈汚水）を移送するために設置する。

4. 製作条件

- (1) 羽根車については、スクリュ形の無閉塞一枚羽根とする。
- (2) 本ポンプの運転は、最低実揚程時においても規定動力内にて連続運転が可能であること。原則としてプーリ駆動方式とする。ただし場合に応じ直結でもよい。
- (3) ポンプ吸込側のハンドホールは不要とする。
- (4) 最大通過粒径はスクリーンの目幅以上とする。

5. 各部の構造

各部の構造は次による。

- (1) ポンプケーシングは、渦巻形とし、鑄巣のない良質の鑄鉄製で、鑄肌滑らか、かつ堅ろうなもので、衝撃、摩耗、腐食及び配管荷重に対して十分余裕のある肉厚を有するものとする。
- (2) 羽根車は、固形異物を支障なく通過できる形状のものとし、かつ、バランスを確実にとり、運転時に異常な振動を起さないものとする。
- (3) 主軸の胴体貫通部にはスタフィンボックスを設ける。軸封水装置の方式は、無給油・無注水式メカニカルシール方式とする。
- (4) ポンプケーシングには、内部点検に便利なよう吸込側及び胴体にハンドホールを設けること。サイズはφ 100mm以上とする。また、ドレン管（φ 25mm以上）を設け、ポンプ本体に取付ける短管は SUS304 とする。
- (5) 軸受は、荷重に対して最適な構造とし、十分な支持容量を有するもので、潤滑が確実で過熱等の恐れのない耐久力のあるもので、軸推力に対しても十分な容量を有するものとする。
- (6) ポンプの吸込管、吐出管には、ルーズ継手及びルーズ継手用短管を設ける。
- (7) 吐出方向が垂直なポンプにあっては、バルブ、逆止弁等の荷重を堅固に支持

すること。

- (8) 電動機の仕様は、屋外全閉防まつ形・空冷外被表面冷却自冷形、連続定格とし、原則として、低圧三相かご形誘導電動機を採用する。また、ターミナルボックスの位置は、リード線、配管等がポンプの搬出入や点検作業に支障のないよう、ポンプ据付け位置に応じ考慮しなければならない。
- (9) 吸込管は、フランジ継手とし、特にポンプ井内の吸込口ラップ管は、底部からの金物による支持を行ってはならない。管の荷重はポンプ井中間に溝形鋼の架台を設け支持すること。
- (10) 吸込管には、必ず元弁を設けること。元弁の取り付け位置はポンプ井壁に可能な限り近い場所とし、バルブには支持台を設けること。
- (11) シール水排水、ケーシングのドレン・空気抜きは各々個別に最寄りの側溝まで配管する。
- (12) 圧力計は、吸込管・吐出管に取り付ける。

6. 使用材料

使用材料は次による。

ケーシング	FC200 以上
羽根車	高クロム鋳鉄 (Cr含有量 20%以上)
サクシオンカバー	高クロム鋳鉄 (Cr含有量 20%以上)
主 軸	S35C 以上 (SUS スリーブ付き)

7. 検査・試験

一般事項については、機械設備工事一般仕様書によるほか、次の点に留意すること。

工場において、JIS 試験法 (JIS B 8301) に基づき、性能試験 (揚水量、揚程、出力、効率) を行うこと。なお、試験成績表を提出するものとする。

8. 塗 装

一般事項については、機械設備工事一般仕様書によること。カップリング外周は防錆油を塗布する。

9. 据 付

一般事項については、機械設備工事一般仕様書によること。

10. 他工事との区分

(1) 土木、建築工事との区分

原則として機械コンクリート基礎、一部はつり工及び孔部分の復旧工事は本工事に含む。

(2) 電気設備工事との区分

電気設備との取合いは機器の端子渡しとし、それ以降の配線接続は電気工事とする。

11. 標準付属品 (1台につき)

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) コモンベース | 1 個 |
| (2) Vベルト (プーリ駆動の場合) | 1 個 |
| (3) Vプーリ (プーリ駆動の場合) | 1 個 |

(4) カップリング(電動機直結型の場合)	1 個
(5) ベルトカバー又はカップリングカバー	1 個
(6) 圧力計(隔膜式)(必要により連成計)	1 式
(7) 空気抜弁(必要な場合)	1 個
(8) ドレン抜き(φ25mm以上、ポンプ周り配管)	1 式
(9) 基礎ボルト・ナット	1 式
(10) 吸込管・吐出管に設けるルーズ継手及びルーズ継手用短管	1 式
(11) その他必要なもの	1 式
12. その他付属品(1台につき)	
(1) Vベルト(プーリ駆動の場合)	2 台分
(2) Vプーリ(異径又は同径のもの)(プーリ駆動の場合)	1 台分
(3) その他必要なもの	1 式

13. 特記事項

基礎の施工に際し、躯体差し筋施工(または必要に応じて接着系あと施工アンカー)をおこない、躯体との定着を図ること。

§ 2 排砂ポンプ

1. 使用目的

本機は、ポンプ井内の砂分を含む残雨水を揚水するものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	吸込スクリュ付渦巻ポンプ	
(2) 吸込口径	φ 100mm	
(3) 吐出量	0.94m ³ /min	
(4) 全揚程	47m	
(5) 電動機出力	22kW	
(6) 電源	400V×60Hz	
(7) 台数	1台	

3. 構造概要

本ポンプは、砂分を含む残雨水を移送するために設置する。

4. 製作条件

- (1) 羽根車については、スクリュ形の無閉塞一枚羽根とする。
- (2) 本ポンプは砂を多く含んだ雨水に対し安定した性能を有し、閉塞がなく、かつ、電動機の過負荷が生じないように製作すること。原則としてプーリ駆動方式とする。ただし場合に依り直結でもよい。
- (3) ポンプ吸込側のハンドホールは不要とする。
- (4) 最大通過粒径はスクリーンの目幅以上とする。

5. 各部の構造

各部の構造は次による。

- (1) ポンプケーシングは、渦巻形とし、鑄巣のない良質の鑄鉄製で、鑄肌滑らか、かつ堅ろうなもので、衝撃、摩耗、腐食及び配管荷重に対して十分余裕のある肉厚を有するものとする。
- (2) 羽根車は、固形異物を支障なく通過できる形状のものとし、かつ、バランスを確実にとり、運転時に異常な振動を起さないものとする。
- (3) 主軸の胴体貫通部にはスタフィンボックスを設ける。軸封水装置の方式は、無給油・無注水式メカニカルシール方式とする。
- (4) ポンプケーシングには、内部点検に便利なよう吸込側及び胴体にハンドホールを設けること。サイズはφ75mm以上とする。また、ドレン管（φ25mm以上）を設け、ポンプ本体に取付ける短管はSUS304とする。
- (5) 軸受は、荷重に対して最適な構造とし、十分な支持容量を有するもので、潤滑が確実に過熱等の恐れのない耐久力のあるもので、軸推力に対しても十分な容量を有するものとする。
- (6) ポンプの吸込管、吐出管には、ルーズ継手及びルーズ継手用短管を設ける。
- (7) 吐出方向が垂直なポンプにあつては、バルブ、逆止弁等の荷重を堅固に支持すること。

- (8) 電動機の仕様は、屋外全閉防まつ形・空冷外被表面冷却自冷形、連続定格とし、原則として、低圧三相かご形誘導電動機を採用する。また、ターミナルボックスの位置は、リード線、配管等がポンプの搬出入や点検作業に支障のないよう、ポンプ据付け位置に応じ考慮しなければならない。
- (9) 吸込管は、フランジ継手とし、特にポンプ井内の吸込口ラップ管は、底部からの金物による支持を行ってはならない。管の荷重はポンプ井中間に溝形鋼の架台を設け支持すること。
- (10) 吸込管には、必ず元弁を設けること。元弁の取り付け位置はポンプ井壁に可能な限り近い場所とし、バルブには支持台を設けること。
- (11) シール水排水、ケーシングのドレン・空気抜きは各々個別に最寄りの側溝まで配管する。
- (13) 圧力計はルーズ継手用短管に取り付ける。

6. 使用材料

使用材料は次による。

ケーシング	FC200 以上
羽根車	高クロム鋳鉄 (Cr含有量 20%以上)
サクシオンカバー	高クロム鋳鉄 (Cr含有量 20%以上)
主 軸	S35C 以上 (SUS スリーブ付き)

7. 検査・試験

一般事項については、機械設備工事一般仕様書によるほか、次の点に留意すること。

工場において、JIS 試験法 (JIS B 8301) に基づき、性能試験 (揚水量、揚程、出力、効率) を行うこと。なお、試験成績表を提出するものとする。

8. 塗 装

一般事項については、機械設備工事一般仕様書によること。カップリング外周は防錆油を塗布する。

9. 据 付

一般事項については、機械設備工事一般仕様書によること。

10. 他工事との区分

(1) 土木、建築工事との区分

原則として機械コンクリート基礎、一部はつり工及び孔部分の復旧工事は本工事に含む。

(2) 電気設備工事との区分

電気設備との取合いは機器の端子渡しとし、それ以降の配線接続は電気工事とする。

11. 標準付属品 (1台につき)

- (1) コモンベース 1 個
- (2) Vベルト (プーリ駆動の場合) 1 個
- (3) Vプーリ (プーリ駆動の場合) 1 個
- (4) カップリング (電動機直結型の場合) 1 個

(5) ベルトカバー又はカップリングカバー	1 個
(6) 圧力計(隔膜式)(必要により連成計)	1 式
(7) 空気抜弁(必要な場合)	1 個
(8) ドレン抜き(φ25mm以上、ポンプ周り配管)	1 式
(9) 基礎ボルト・ナット	1 式
(10) 吸込管・吐出管に設けるルーズ継手及びルーズ継手用短管	1 式
(11) その他必要なもの	1 式
12. その他付属品(1台につき)	
(1) Vベルト(プーリ駆動の場合)	2 台分
(2) Vプーリ(異径又は同径のもの)(プーリ駆動の場合)	1 台分
(3) その他必要なもの	1 式

13. 特記事項

基礎の施工に際し、躯体差し筋施工(または必要に応じて接着系あと施工アンカー)をおこない、躯体との定着を図ること。

§ 3 床排水ポンプ

1. 使用目的

本機は、ピット内の残汚水を揚水するものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	水中汚水汚物ポンプ	
(2) 吐出口径	φ 50mm	
(3) 吐出量	0.1m ³ /min	
(4) 揚程	5m	
(5) 電動機	0.4kW×400V×60Hz×4P	
(6) 台数	2台	
(7) 配管接続方式	着脱形式	

3. 構造概要

本ポンプは、ピット内の汚水を排水するもので、水中において連続運転に耐える堅ろうな構造とし、最大通過粒径は口径の70%以上とする。

ポンプは、振動や騒音が少なく、円滑に運転できるとともに、特に有害なキャビテーション現象が発生しないような構造とする。

4. 製作条件

- (1) 流入水は、床排水ピットへ集水された汚水とする。
- (2) ポンプの運転は、締切運転が可能であること。

5. 各部の構造

5-1. 駆動装置

- (1) ポンプに使用する電動機は、乾式水中型誘導電動機とする。

5-2. 本体

(1) ケーシング

- 1) ケーシングは、内部圧力及び振動等に対する機械的強度並びに腐食・摩耗を考慮した良質の鋳鉄製品とする。
- 2) ケーシングは分解、組立が容易な構造とする。
 - a) 着脱型式 ケーシング吐出フランジはスライド式とし、ポンプ装着の際は吐出バンドフランジ面に沿って確実に接続されること。

(2) 羽根車

- 1) 羽根車は、良質強靱なる製品とし、固形物の混入に対し、堅ろうであること。
- 2) 羽根車は、極力羽根数を少なくし平衡を十分とるとともに、表面を滑らかに仕上げること。

(3) 主軸

主軸は電動機軸を延長したもので、伝達トルク及び振り振動に対しても十分な強度を有すること。

(4) 軸封装置

軸封部には、メカニカルシールを用い運転中、停止中を問わず、異物が電動機内に侵入しないよう、中間に油を密封した二段構造とする。また、シール等の取替えは容易に行える構造とする。

(5) 軸受

回転部質量及び水カスラストは、電動機に内装した軸受にて支持するものとし、長時間の連続運転に耐え、円滑なる自己潤滑ができる構造とすること。

(6) フランジ

配管との接続は、フランジ JIS B 2239 (JIS10k) 接手とする。ピット内配管及び分解用フランジのボルト、ナットは、SUS304 とする。

6. 使用材料

使用材料は次による。

ケーシング	FC200 以上
羽根車	FC200 以上
主軸	13Cr ステンレス鋼

7. 保護装置

(1) 異常温度を検知するサーマルスイッチ等を内蔵すること。ただしφ65 以下の場合は、オートカット（外部信号接点なし）とする。

(2) 油・水が電動機内に侵入しないように浸水溜り室を設けること。

8. 試験・検査

本ポンプの検査は、機械設備工事一般仕様書に基づいて行うものとし、製作工場にて組立完了後、JIS B 8301 に準拠した性能試験を行う。

9. 据付け

(1) 据付けに当たっては、水準器等によって、十分に芯出し調整を行う。

(2) 側溝とポンプピットの接続部には格子（20mm ピッチ）を設ける。

(3) 水中ケーブルは吊上げ、分解時に必要な長さとし、端子箱は原則として床上 1.2m 以上に取付ける。

(4) 吊上用ブラケットは、ポンプの吊上げ、横引きに便利な構造とし、壁面に強固に取り付ける。

(5) ポンプピット内には、ケーブル及び吊上げ用チェーンの支持金具（SUS304）を取り付ける。また、ピット内を攪拌排水するためのブロー管及びブロー弁を設けること。

10. 他工事との区分

(1) 土木、建築工事との区分

原則として機械コンクリート基礎、蓋の加工、一部はつり工及び孔部分の復旧工事は本工事に含む。

(2) 電気設備工事との区分

端子箱及び端子箱までの水中ケーブルの配線接続は本工事とし、それ以降の配線接続は電気設備工事とする。

11. 標準付属品（1台につき）

(1) 水中ケーブル（端子箱まで）

1 式

(2) 吊上げ用チェーン (SUS304)	1 式
(3) 吊上げ用ブラケット	1 式
(4) ポンプ着脱装置 (ガイドパイプ等要部 SUS304)	1 式
(5) 基礎ボルト・ナット	1 式
(6) 連成計 (隔膜式)	1 個
(7) 自動空気抜弁 (必要な場合)	1 個
(8) 動力ケーブル用端子箱	1 個
(9) その他必要なもの	1 式
12. その他付属品 (1 台につき)	
(1) メカニカルシール	1 台分

§ 4 床排水ポンプ吊上機

1. 使用目的

本機は、床排水ポンプの据付、維持管理時に使用するものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	手動式チェンブロック	
(2) 定格荷重	0.5 t	
(3) 揚程	3m	
(4) 操作チェーン長さ	1m	
(5) 使用Iビーム寸法	I - 150×75×5.5	(本工事)
(6) 台数	1台	
(7) その他	・横行装置 (ギヤードトロリ) 有り	

3. 構造概要

チェンブロックは、床排水ポンプやそれらに必要な材料などの搬入、搬出、据付け、保守及び点検用に使用するもので手動式チェンブロックとし、巻上、横行はすべて手動で操作するものである。

4. 製作条件

チェンブロックは、厚生労働省令「クレーン等安全規則」、厚生労働省告示「クレーン構造規格」に準じ、また日本工業規格「JIS」等の法令・規格にしたがい、安全かつ正確な運転ができるとともに、耐久性に富み維持管理に便利な構造とする。

5. 各部の構造

(1) 巻上装置

平歯車の組合せによる歯車機構、ブレーキ機構、手鎖車装置及び巻取装置からなり、手鎖を手動で操作することによって、力を歯車機構に伝え荷鎖車を回転させて巻上げる方式とする。

(2) ロードシーブ (荷鎖車)

鍛造品又は鋳造品とし、荷鎖巻上げ時、荷鎖をいためない加工処理を施したものである。

(3) ロードチェーン

ロードチェーンは、精選された特殊合金鋼を加熱処理により適正な焼入れ焼戻しを行い、破断応力 800N/mm² 以上のもので表面に金属拡散浸透処理を施した、防錆、防食効果に優れた鎖とする。

(4) 手鎖

巻上、横行は各別個のもので、長さは床上 30cm 位迄のものとし、手鎖操作時におどき、はずれ等のないよう十分考慮したものである。

(5) フック

形状は片カギ形とし、玉掛ワイヤーロープ外れ止め用安全レバー付とする。

(6) 横行装置（ギヤードトロリ）

ハンドホイールに取り付けられた手鎖を操作することにより、ハンドホイールを回し、その反対側に取り付けられた平歯車により、横行車輪のうち半数（片側）を駆動させる方式とする。

なお、吊換が必要な場合は、吊換用具を具備するものとする。

6. 使用材料

(1) ロードチェーン 耐食特殊処理チェーン

(2) 手鎖 SUS304

7. 保護装置

ブレーキ装置

巻き上げ装置は、手鎖操作を停止すると、メカニカルブレーキ機構によって即時停止する方式とする。

8. 試験、検査

チェーンブロックは、製作工場にて組立完了後、JIS B 8802（受渡試験）に準拠した性能試験を行う。

9. 塗装

製作者標準塗装とする。

10. 据付

据付け当たっては、本工事で施工した走行レール（I形鋼）あるいはフックに、製品添付の取扱説明書などに記載された取付説明に従い、安全かつ堅固に取付ける。

11. 他工事との区分

チェーンブロック走行用レール（I形鋼）及びストッパは、本工事とする。

12. 標準付属品

(1) チェーンバケット（鋼製） 1式

(2) その他必要なもの 1式

§ 5 スクリーン

1. 使用目的

本機は、流入水中の夾雑物を阻止するものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	かご形バースクリーン	
(2) 寸法	1.1m×1.1m×高さ 2.6m	参考
(3) スクリーン	目巾 44mm (有効) ×取付角度 90°	
(4) 数量	1 台	

3. 構造概要

スクリーンは、平鋼製格子形のバースクリーンで、ごみ、厨芥、繊維、棒切れ等の夾雑物や粗大な浮遊物質を阻止するために設ける。

4. 製作条件

- (1) スクリーンの強度計算は、流入水量、流入浮遊物質及び前後の水位差を考慮する。
- (2) スクリーンの強度は、十分な安全率を取る。
- (3) 捕集したし渣は、スクリーン吊上機により本スクリーンごと吊り上げ、トラックに積み込み搬出を行うため、し渣の重量に耐えかつ本スクリーンを吊り上げながらし渣をトラックに積み込み可能な構造とすること。

5. 各部の構造

- (1) スクリーンは、平鋼 (FB75×6 以上) の歪みを確実に取除き、平鋼が等間隔になるようスペーサをはさみ、両ねじの通しボルトにて締め付け組立てること。
- (2) スクリーンは、支持用形鋼にボルトにて取り付けるものとし、支持用形鋼は必要に応じ水路側壁にアンカーボルトにて固定すること。

6. 使用材料

- | | |
|--------------------|--------|
| (1) スクリーン | ステンレス鋼 |
| (2) その他接水要部 (スペーサ) | ステンレス鋼 |
| 〃 (ピン、ボルト、通しボルト等) | ステンレス鋼 |

7. 試験検査

機械設備工事一般仕様書による。

8. 塗装

機械設備工事一般仕様書による。

9. 据付

機械設備工事一般仕様書に準拠する。

10. 標準付属品

- | | |
|---------------|-----|
| (1) ステンレスチェーン | 1 式 |
| (2) その他必要なもの | 1 式 |

§ 6 維持管理用扉

1. 使用目的

本機は、ポンプ井内より貯留管に侵入するために設置するものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	バースクリーン	
(2) 寸法	幅 900mm×高さ 2,000mm	参考
(3) スクリーン	目巾 44mm (有効) ×取付角度 90°	
(4) 数量	1台	

3. 構造概要

スクリーンは、平鋼製格子形のバースクリーンで、ごみ、厨芥、繊維、棒切れ等の夾雑物や粗大な浮遊物質を阻止するために設ける。

4. 製作条件

- (1) スクリーンの強度計算は、流入水量、流入浮遊物質及び前後の水位差を考慮する。
- (2) スクリーンの強度は、十分な安全率を取る。

5. 各部の構造

- (1) スクリーンは、平鋼 (FB75×6 以上) の歪みを確実に取除き、平鋼が等間隔になるようスペーサをはさみ、両ねじの通しボルトにて締め付け組立てること。
- (2) スクリーンは、支持用形鋼にボルトにて取り付けるものとし、支持用形鋼は両端を水路側壁にアンカーボルトにて固定すること。
- (3) アンカーボルトは、躯体鉄筋に接合し、充分強度を有すること。

6. 使用材料

- | | |
|--------------------|--------|
| (1) スクリーン | ステンレス鋼 |
| (2) その他接水要部 (スペーサ) | ステンレス鋼 |
| // (ピン、ボルト、通しボルト等) | ステンレス鋼 |

7. 試験検査

機械設備工事一般仕様書による。

8. 塗装

機械設備工事一般仕様書による。

9. 据付

機械設備工事一般仕様書に準拠するほか、下記の点に留意すること。

- (1) スクリーンは、指定された取付角度に正確に取り付ける。

10. 他工事との区分

(1) 土木、建築工事の区分

- 1) コンクリート躯体にアンカーボルトにて固定する。スクリーンのアンカーボルト用穴あけ、はつり及びその復旧工事は本工事に含む。
- 2) 据付け部用モルタルとアンカーボルト埋め込み及び埋め込み用モルタルは、本工事に含む。

11. 標準付属品

- | | |
|--------------|-----|
| (1) アンカーボルト | 1 式 |
| (2) 樹脂製コンテナ | 1 式 |
| (3) その他必要なもの | 1 式 |

12. 特記事項

本スクリーンは維持管理用扉として使用するものであるため、扉としての機能を具備すること。

本スクリーンで捕集されたし渣は、樹脂製コンテナで吊り上げ可能であること。

§ 7 脱臭装置

1. 使用目的

本機は、ポンプ井内の残臭気を除去するために簡易な防臭装置を設けるものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	簡易脱臭装置	
(2) 脱臭方式	自然通風式	
(3) 空塔速度	1.0m/sec 以下	
(4) 脱臭剤	自然通風用脱臭剤	
(5) 処理風量	80m ³ /min	
(6) 脱臭剤寿命	1年以上	
(7) 台数	1台	

3. 構造概要

本機の構造概要、製作、据付条件は次の通りとする。

- (1) 低濃度簡易脱臭装置は、臭気ガスと脱臭剤の接触効率の高い構造とする。
- (2) 低濃度簡易脱臭装置は、耐食性、脱臭材の質量（湿潤状態）および内圧に対して十分な強度を有するとともに、臭気の編流のない構造とする。
- (3) 装置各部分は、漏洩のない気密な構造とし、カートリッジと受台等のシール部分は、短絡流がおこらない構造とする。
- (4) 脱臭装置には、カートリッジ搬出入用扉、試料採取口（入口・出口各1箇所）を設ける。
- (5) カートリッジの搬出入に際して、交換作業が人手で容易に行える構造とする。
- (6) 脱臭塔の入口および出口部には、防虫網を設けること。
- (7) 脱臭剤は、低圧損タイプとすること。
- (8) 脱臭剤の寿命は、1年以上とすること。
- (9) 突風が予想される場合は、リリーフダンパ等により装置を保護すること。

4. 主要部材質

- (1) 本体 FRP
- (2) カートリッジ FRPまたはその他合成樹脂
- (3) ボルト、ナット SUS304

5. 標準付属品

- (1) アンカーボルト、ナット 1式
- (2) 据付架台 1式
- (3) 本体用パッキン 1式
- (4) ドレン管・ドレンバルブ 1式
- (5) カートリッジ搬出入口 1箇所

- | | |
|----------------|-----|
| (6) 点検口 | 1箇所 |
| (7) 防虫網（入口・出口） | 1式 |
| (8) その他必要なもの | 1式 |

6. 他工事との区分

(1) 土木、建築工事の区分

- 1) コンクリート躯体にアンカーボルトにて固定する。アンカーボルト用穴あけ、はつり及びその復旧工事は本工事に含む。

7. 特記事項

本脱臭装置は下水道事業団基準又は日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を取得しているものであること。

本脱臭装置の原臭ガス濃度及び処理ガス濃度の設定値ならびに臭気発生頻度は、低濃度簡易脱臭装置技術資料に設定された臭気物質濃度を用いて設計を行うこと。

§ 8 スクリーン吊上機

1. 使用目的

本機は、スクリーンの搬出入、維持管理、し渣搬出時に使用するものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	電動式チェーンブロック	
(2) 定格荷重	2 t	
(3) 揚程	48m	
(4) 床上制御器コード長さ	6.3m	
(5) 電源、周波数	400V 60Hz	
(6) 巻上速度	8.5m/min	(参考)
(7) 横行速度	—m/min	(参考)
(8) 巻上電動機	3.5kW	(参考)
(9) 横行電動機	—kW	(参考)
(10) 使用Iビーム寸法	I - 250×125×7.5	(本工事)
(11) 台数	1台	
(12) その他	・横行装置（ギヤードトロリ） 有り	

3. 構造概要

電動チェーンブロックは、ポンプ井内に設置されたスクリーンやそれらに必要な材料などの搬入、搬出、据付、保守、点検及びし渣搬出用に使用するもので、電動式チェーンブロックとし、巻上巻下を電動機駆動により行い、その操作は、屋外にて電動チェーンブロックから吊り下げた押釦スイッチにより操作を行うものである。

4. 製作条件

電動チェーンブロックは、厚生労働省令「クレーン等安全規則」、厚生労働省告示「クレーン構造規格」に準じ、経済産業省令「電気設備技術基準」、日本工業規格 [JIS]、電気規格調査会標準規格 (JEC)、日本電機工業会規格 (JEM) 等の法令・規格にしたがい、安全かつ正確な運転ができるとともに、耐久性に富み維持管理に便利な構造とする。

5. 各部の構造

(1) 巻上装置

平歯車又はハスバ歯車の組合せによる歯車機構、巻取装置、ブレーキ機構を内蔵した電動機からなり、電動で動力を歯車機構に伝え荷鎖車を回転させて巻上げる方式とする。

(2) ロードシーブ（荷鎖車）

鋳造品とし、荷鎖巻上げ時荷鎖をいためない加工処理を施したものとする。

また、電動使用に十分耐える強度を有するものとする。

(3) ロードチェーン

ロードチェーンは、精選された特殊合金鋼を加熱処理により、適正な表面硬化処理を行い、破断応力 $800\text{N}/\text{mm}^2$ 以上のもので表面に金属拡散浸透処理を施した、防錆防食効果に優れた鎖とする。

(4) フック

形状は片カギ形とし、玉掛ワイヤーロープ外れ止め用安全レバー付とする。

(5) 横行装置

横行用電動機により数段の平歯車又はハスバ歯車を経て、横行車輪の半数(片側)を駆動させる方式とする。

なお、吊換が必要な場合は、吊換用具を具備するものとする。

6. 保護装置

(1) ブレーキ装置

1) メカニカルブレーキは、ブレーキ板、爪及び爪車からなり電動機軸が停止した場合に荷を確実に保持し、下降の際に加速を防止できる構造とする。

2) モータブレーキは、操作回路を遮断すると、電動機軸上のブレーキが作動して、電動機の回転が停止できる構造とする。

(2) 過巻防止装置

本体に巻き込まれるロードチェーンのもつれを矯正するガイドを有し、巻上げ過ぎ、巻下げ過ぎの状態になれば、電源回路を遮断する構造、又は荷鎖車と電動機軸間にフリクションクラッチを設け、巻上げ巻下げ過ぎの状態になれば、フリクションクラッチが機能する構造とする。

7. 試験、検査

電動チェーンブロックは、製作工場にて組立完了後、JIS B 8815 (受渡試験)に準拠した性能試験を行う。

8. 塗 装

製作者標準塗装とする。

9. 据 付

据付け当たっては、本工事で施工した横行レール (I 形鋼) に製品添付の取扱説明書などに記載された取付説明に従い、安全かつ堅固に取り付ける。

10. 他工事との区分

(1) 土木、建設工事との区分

電動チェーンブロック横行用レール (I 形鋼) ストップは、本工事とする。

(2) 電気設備工事との区分

電源箱までの一次側配線は電気工事とし、電源箱以降は本工事とする。

11. 標準付属品

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) チェーンバケット (鋼製) | 1 式 |
| (2) キャブタイヤケーブル | 1 式 |
| (3) 床上制御器 | 1 個 |
| (4) ケーブルハンガ | 1 式 |

- | | |
|-------------------------|-----|
| (5) 電源箱（通電ランプ及び ELCB 付） | 1 面 |
| (6) プルボックス | 1 面 |
| (7) 吊換用具（必要な場合） | 1 式 |
| (8) その他必要なもの | 1 式 |

§ 9 機器搬入用吊上機

1. 使用目的

本機は、各機器、配管、その他の搬出入、維持管理時に使用するものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	電動式チェーンブロック	
(2) 定格荷重	2.5 t	
(3) 揚程	51m	
(4) 床上制御器コード長さ	4.2m	
(5) 電源、周波数	400V 60Hz	
(6) 巻上速度	6.9m/min	(参考)
(7) 横行速度	—m/min	(参考)
(8) 巻上電動機	3.5kW	(参考)
(9) 横行電動機	—kW	(参考)
(10) 使用Iビーム寸法	I - 250×125×7.5	(建築工事)
(11) 台数	1台	
(12) その他	・横行装置（ギヤードトロリ） 有り	

3. 構造概要

電動チェーンブロックは、ポンプ室内に設置された設備機器やそれらに必要な材料などの搬入、搬出、据付、保守及び点検用に使用するもので、電動式チェーンブロックとし、巻上巻下を電動機駆動により行い、その操作は、建屋内の床面にて電動チェーンブロックから吊り下げた押釦スイッチにより操作を行うものである。

4. 製作条件

電動チェーンブロックは、厚生労働省令「クレーン等安全規則」、厚生労働省告示「クレーン構造規格」に準じ、経済産業省令「電気設備技術基準」、日本工業規格 [JIS]、電気規格調査会標準規格 (JEC)、日本電機工業会規格 (JEM) 等の法令・規格にしたがい、安全かつ正確な運転ができるとともに、耐久性に富み維持管理に便利な構造とする。

5. 各部の構造

(1) 巻上装置

平歯車又はハスバ歯車の組合せによる歯車機構、巻取装置、ブレーキ機構を内蔵した電動機からなり、電動で動力を歯車機構に伝え荷鎖車を回転させて巻上げる方式とする。

(2) ロードシーブ（荷鎖車）

鋳造品とし、荷鎖巻上げ時荷鎖をいためない加工処理を施したものとする。

また、電動使用に十分耐える強度を有するものとする。

(3) ロードチェーン

ロードチェーンは、精選された特殊合金鋼を加熱処理により、適正な表面硬化処理を行い、破断応力 $800\text{N}/\text{mm}^2$ 以上のもので表面に金属拡散浸透処理を施した、防錆防食効果に優れた鎖とする。

(4) フック

形状は片カギ形とし、玉掛ワイヤーロープ外れ止め用安全レバー付とする。

(5) 横行装置

横行用電動機により数段の平歯車又はハスバ歯車を経て、横行車輪の半数(片側)を駆動させる方式とする。

なお、吊換が必要な場合は、吊換用具を具備するものとする。

6. 保護装置

(1) ブレーキ装置

1) メカニカルブレーキは、ブレーキ板、爪及び爪車からなり電動機軸が停止した場合に荷を確実に保持し、下降の際に加速を防止できる構造とする。

2) モータブレーキは、操作回路を遮断すると、電動機軸上のブレーキが作動して、電動機の回転が停止できる構造とする。

(2) 過巻防止装置

本体に巻き込まれるロードチェーンのもつれを矯正するガイドを有し、巻上げ過ぎ、巻下げ過ぎの状態になれば、電源回路を遮断する構造、又は荷鎖車と電動機軸間にフリクションクラッチを設け、巻上げ巻下げ過ぎの状態になれば、フリクションクラッチが機能する構造とする。

7. 試験、検査

電動チェーンブロックは、製作工場にて組立完了後、JIS B 8815 (受渡試験)に準拠した性能試験を行う。

8. 塗 装

製作者標準塗装とする。

9. 据 付

据付け当たっては、建築工事で施工した横行レール (I 形鋼) に製品添付の取扱説明書などに記載された取付説明に従い、安全かつ堅固に取り付ける。

10. 他工事との区分

(1) 土木、建設工事との区分

電動チェーンブロック横行用レール (I 形鋼) ストッパは、建築工事とする。

(2) 電気設備工事との区分

電源箱までの一次側配線は電気工事とし、電源箱以降は本工事とする。

11. 標準付属品

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) チェーンバケット (鋼製) | 1 式 |
| (2) キャブタイヤケーブル | 1 式 |
| (3) 床上制御器 | 1 個 |
| (4) ケーブルハンガ | 1 式 |

- | | |
|-------------------------|-----|
| (5) 電源箱（通電ランプ及び ELCB 付） | 1 面 |
| (6) プルボックス | 1 面 |
| (7) 吊換用具（必要な場合） | 1 式 |
| (8) その他必要なもの | 1 式 |

第3章 複合工

§ 1 鋼製加工品類

1. 鋼製加工品仕様及び施工範囲

番号	名称	設置場所	主寸法	材質	数量	備考
1	グレーチング	B9F 床排水ピット	図面による	SS+Znメッキ	1	受枠含む
2	床排水ポンプ 吊上機レール	B9F	〃	SS+Znメッキ	1	
3	スクリーン吊 上機架台	屋外	〃	SS+Znメッキ	1	
4	配管サポート	各所	〃	SS+Znメッキ	1式	

2. 一般仕様書の適用

原則として機械設備工事一般仕様書を適用するが、協議事項がある場合については、監督員との協議とする。

3. 特記事項

- 1) 詳細は、機器配置図、添付図による。
- 2) 数量の記載が無い場合でも監督員と協議の上、必要と認められるものは全て含む。
- 3) 溶融亜鉛メッキHDZ55（付着量550g/m²以上）とする。
- 4) グレーチング蓋の配管貫通部は、隙間なく製作し現場加工は行わないこと。

§ 2 基礎工

1. 基礎工仕様及び施工範囲

番号	名称	設置場所	主寸法	数量	備考 (防食塗装, 防水等)
1	雨水ポンプ基礎	B9F	図面 による	2	
2	排砂ポンプ基礎	B9F	〃	1	
3	床排水ポンプ基礎	B9F 床排水ピット	〃	2	
4	スクリーン吊上機 架台基礎	屋外	〃	1	
5	脱臭装置基礎	屋外		1	
6	コンクリートサポ ート	B9F		1	
7	床用シンダーコン クリート	B9F	〃	1式	金ゴテ仕上げ
8	配管サポート基礎	各所	—	1式	

2. 一般仕様書の適用

原則として機械設備工事一般仕様書を適用するが、協議事項がある場合については、監督員との協議とする。

3. 特記事項

- 1) 詳細は、機器配置図、添付図による。
- 2) 数量の記載が無い場合でも監督員と協議の上、必要と認められるものは全て含む。
- 3) コンクリートサポートは、雨水吐出管の荷重に耐えうる構造であること。

§ 3 配 管

1. 配管仕様および施工範囲

番号	配管名	材 質	口 径 (A、φ)	施工範囲 (~)	備 考 (配管被覆等)
1	雨水吸込管	SUS	300	ポンプ井 ～雨水ポンプ	
2	排砂吸込管	SUS	100	排砂ピット ～排砂ポンプ	
3	雨水吐出管	SUS	300, 450	雨水ポンプ ～吐出井	逆止弁は、水撃 防止型とする。
4	排砂吐出管	SUS	100	排砂ポンプ ～吐出井	逆止弁は、水撃 防止型とする。
5	戻り管	SUS	80	雨水吐出管, 排砂吐出管 ～ポンプ井	
6	床排水管	SUS	50	床排水ポンプ ～戻り管	

2. 一般仕様書の適用

原則として機械設備工事一般仕様書を適用するが、協議事項がある場合については、監督員との協議とする。

3. 特記事項

- 1) 詳細は、機器配置図、添付図による。
- 2) 数量の記載が無い場合でも監督員と協議の上、必要と認められるものは全て含む。
- 3) 機能上必要な弁類等一式を含む。なお、弁の材質は水撃防止型逆止弁及び機器付属弁を除きステンレス製とする。
- 4) ステンレス鋼管は原則として現場溶接施工を実施しないこと。やむを得ず現場溶接を実施する必要がある場合は、事前に現場溶接が必要な理由や溶接部の品質管理等に関する事前協議を行い、監督員の承諾を得ること。

第4章 工事仕様

§ 1 工事施工

機器の据付け及び配管等は、機械的、電氣的に安全かつ耐久性にとみ、保守点検が容易なよう施工すること。また、詳細な位置の決定は、十分検討した上で施工図を作成し、承諾を得てから施工すること。

本仕様書等で明らかでない部分は、打ち合わせによるものとする。。

§ 2 工事範囲

1. 機器、材料の製作・搬入・据付工事 1式
 - ・第3章記載設備の製作搬入据付工事
 - ・第4章記載の複合工
 - ・機械側電気配管・配線工事
 - ・本工事に必要とする仮設設備・仮設工事
 - ・本工事を施工するために必要な建設機械その他機器の搬出入
2. 機器工場試験、検査 1式
3. 試運転調整 1式

§ 3 特記事項

1. 防護、防音その他の配慮、調整は受注者の責任において実施すること。
2. 電動機等、機器に従属される一般機器の塗装仕様は主体となる機器の仕様に準ずること。
3. 異種金属接合部に電食対策を施すこと。
4. 今回雨水ポンプは高揚程であるので、機器承諾図と同時に配管図と配管損失計算書を提出すること。

施工条件明示一覧表

No.1

明示項目	明示事項	条件及び内容
設計積算条件	<input checked="" type="checkbox"/> 工事工種 <input checked="" type="checkbox"/> 積算基準 <input checked="" type="checkbox"/> 単価適用日 <input checked="" type="checkbox"/> 施工区分 <input checked="" type="checkbox"/> 一般管理費 <input type="checkbox"/> 随意契約による調整	条件及び内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当工事工種を記入する。 ※下水道機械設備工事及び下水道電気設備工事 <input checked="" type="checkbox"/> 下水道用設計標準歩掛表 令和2年度 <input type="checkbox"/> 三重県県土整備部制定 平成28年7月制定版 積算基準(共通編・道路編) <input type="checkbox"/> 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事積算基準 平成31年版 <input checked="" type="checkbox"/> 令和2年 4月1日制定版 <input checked="" type="checkbox"/> 建設物価・積算資料 令和2年 11月 <input checked="" type="checkbox"/> 建築施工単価・建築コスト情報・土木コスト情報 令和2年 秋号 <input type="checkbox"/> 市街地 山間僻地及び離島 <input type="checkbox"/> 地方部(一般交通の影響を受ける) <input type="checkbox"/> 地方部(一般交通の影響を受けない) <input type="checkbox"/> 工事原価500万円以下 <input checked="" type="checkbox"/> 500万円を越え30億円以下 <input type="checkbox"/> 30億円を越えるもの <input checked="" type="checkbox"/> 前払金支出割合に係る一般管理費等率の補正 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 契約保証に係る一般管理費等率の補正 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
工程関係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整 <input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限 <input type="checkbox"/> 他機関との協議 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 調整項目 <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 制限する工種名 () <input type="checkbox"/> 施工時期及び施工時間 () <input type="checkbox"/> 施工方法 () <input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名 () <input type="checkbox"/> 協議完了見込み時期 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> ()
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり <input type="checkbox"/> 仮設ヤードあり <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 未処理箇所 (<input type="checkbox"/> 別添図 <input type="checkbox"/> No. ~ No. <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 完了見込み時期 (<input type="checkbox"/> 平成 年 月頃 <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード (<input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間 () <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離 (L= Km) <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法 () <input type="checkbox"/> その他 ()
公害対策関係	<input type="checkbox"/> 施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 制限項目 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 施工方法 <input type="checkbox"/> 指定工法名 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 調査項目 <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質測定 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 調査方法 <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 ()

施工条件明示一覧表

明示項目	明示事項	条件及び内容
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 交通管理要員の配置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 別途仕様書 <input type="checkbox"/> 配置人員数 (人) <input type="checkbox"/> 工事施工期間において工事箇所の前後に各1名計2名を配置する。(※配置方法を示す。) (注:配置人員の変更は原則行なわないものとする。)
	<input type="checkbox"/> 近接公共施設等に対する制限	<input type="checkbox"/> 施工時間の制限 <input type="checkbox"/> 工法制限あり ・近接公共施設名等 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 () ・制限を受ける工種 () ・制限内容 ()
	<input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	<input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 保安要員の配置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議
	<input type="checkbox"/> イメージアップ経費適用工事	<input type="checkbox"/> イメージアップの内容(率分)() <input type="checkbox"/> イメージアップの内容(積上)()
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件あり	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件 <input type="checkbox"/> 別添図面等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 転用あり (回) <input type="checkbox"/> 兼用あり () <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定	<input type="checkbox"/> 構造及び設計条件 <input type="checkbox"/> 別添図面等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 施工方法 <input type="checkbox"/> その他 ()

施工条件明示一覧表

明示項目	明示事項	条件及び内容
残土・産業廃棄物関係	<input checked="" type="checkbox"/> 残土処分（自由処分） （処分先については監督員に工事打合簿にて提出すること）	<input checked="" type="checkbox"/> 残土処分地 運搬距離（L= km） <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 処分地の処理条件あり <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 残土処分（指定処分・他工事流用） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類 <input type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地 運搬距離（L= km） <input type="checkbox"/> 再生処分地（ ） <input type="checkbox"/> 最終処分地（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途図書 <input type="checkbox"/> 処分地での処理費 <input type="checkbox"/> 計上あり（ <input type="checkbox"/> 処理料 <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> 被覆土 ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 提出書類 その他（ ）	
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり	<input type="checkbox"/> 支障物件名 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 移設時期（ <input type="checkbox"/> 平成 年 月頃 <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 防護（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> その他	
排水工関係 (濁水処理含む)	<input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり ※法令上乗せ制限の場合	<input type="checkbox"/> 項目および基準値（ ） <input type="checkbox"/> 調査項目（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり	<input type="checkbox"/> 工法区分 <input type="checkbox"/> 材料種類（ ） <input type="checkbox"/> 施工範囲（ ） <input type="checkbox"/> 削孔数量（ ） <input type="checkbox"/> 注入量（ ） <input type="checkbox"/> その他（ 別途図書 ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 工法関係（ ） <input type="checkbox"/> 材料関係（ ）
	<input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認 <input type="checkbox"/> 注入の管理及び注入の効果確認 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他

施工条件明示一覧表

No.4

明示項目	明示事項	条件及び内容
再生材料使用関係	<input type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品推進条例に基づく認定製品の使用 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 再生材の種類 <input type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシャーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生材が使用できない時の措置 <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。 (認定製品の品名:) <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 (認定製品の品名:) 【注:認定製品の品名欄については、設計単価表品名を記入すること。】 <input type="checkbox"/> その他 ()
その他	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管 <input type="checkbox"/> 現場発生品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり <input type="checkbox"/> 盛土材料等工事間流用あり <input checked="" type="checkbox"/> その他 (随時検査)	<input type="checkbox"/> 保管場所 () 期間 () その他 () <input type="checkbox"/> 品名 () 数量 () 保管場所 () () 数量 () その他 () <input type="checkbox"/> 品名 () 数量 () 引渡場所 () 時期(平成 年 月 日) その他 (引渡場所、時期は別途協議) <input type="checkbox"/> 運搬方法 (<input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 引渡場所 (<input type="checkbox"/> 別添函等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 数量 () 運搬距離 L= km) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (受注者は四日市市検査規定第8条第6項の規定により、発注者が随時検査を求めた場合は、監督員の指示に従い受検すること。)
適用条件		<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書(令和2年8月版)を準用 (部分改定を行った内容も含む(最新改定令和 年 月)) <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル(案)」 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (日本下水道事業団機械・電気設備工事一般仕様書(最新版)を準用)

(注) 上記受託業務事項・条件および内容のレ印当該欄は作業に当たって制約を受けることになるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲(発注者)と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は工事打ち合わせ等により協議するものとする。

浜田通り貯留管ポンプ施設整備工事

特記仕様書 (電気設備工事)

令和2年度

四 日 市 市 上 下 水 道 局

第 1 章 受変電設備

第 1 節 概要

本設備は、中部電力（株）より 3 相 3 線式 6600V 60Hz 1 回線を架空にて構内引込柱に引き込み、柱上気中開閉器を経て電気室へ受電し、各設備負荷へ電源を供給するものである。

第 2 節 機器仕様

第1条 柱上気中開閉器

設置場所：構内引込柱

- | | |
|---------|--|
| (1) 数量 | 1 台 |
| (2) 形式 | 高压気中負荷開閉器
ZCT、ZPD、及び VT 内蔵 |
| (3) 定格 | 7.2kV 200A |
| (4) 付属品 | 専用ケーブル、操作用ロープ
操作ハンドル 1 式
高压カットアウト 1 式
アレスタ（避雷器） 1 式
その他必要なもの 1 式 |

第2条 高压引込盤（HC01）

設置場所：電気室

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 数量 | 1 面 |
| (2) 形式 | 鋼板製屋内自立閉鎖型（前背面扉付） |
| (3) 概略寸法 | W800mm×D1800mm×H2350mm 程度 |
| (4) 仕様 | ・主回路電源 三相 3 線 6,600V 60Hz
・制御電源 AC100V（外部供給）
・雑電源 AC100V（外部供給） |
| (5) 盤面取付器具 | |
| 1) 名称銘板 | 1 式 |
| 2) 地絡方向継電器 | 1 台 |
| 3) 集合形故障表示器 | 1 式 |
| 4) その他必要なもの | 1 式 |
| (6) 盤内収納機器 | |
| 1) 取引用計器変成器取付余地 | 1 式 |
| 2) 断路器 | 1 台 |
| a. 形式 | 3 極単投 |
| b. 定格電圧 | 7.2kV |
| c. 定格電流 | 200A |
| d. 操作方法 | 手動リンク操作 |
| e. 付属品 | 手動操作機、銘板、その他
断路器誤操作防止装置 |

- | | | |
|------------------------------|-----|-----|
| 3) 配線用遮断器 | | 1 式 |
| a. 2P 30AF (アラーム付) | 1 台 | |
| b. 2P 30AF | 2 台 | |
| 4) 盤内照明 | | 1 式 |
| 5) 盤内コンセント | | 1 台 |
| 6) 用途銘板、内部配線、端子台、ケーブル支持金具、底版 | | 1 式 |
| 7) その他必要なもの | | 1 式 |
- (7) 主要部材質
- 鋼板製
- 塗装 日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書・同標準図による。
- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 側面板 | 2.3mm以上 | 天井板 | 1.6mm以上 |
| 底板 | 1.6mm以上 | 仕切板 | 1.6mm以上 |
| 扉 | 2.3mm以上 | 遮蔽板 | 1.6mm以上 |
| 屋根板 | 2.3mm以上 | | |
- (8) 機能仕様
- ・ 高圧電源受電・遮断機能
高圧電源を受電し、受電盤へ配電すること。
電気回路の故障や異常が起きたときに流れる電流を遮断すること。
 - ・ 外部入出力信号 状態信号の接点入出力ができること。

第3条 受電盤 (HC02)

設置場所：電気室

- | | |
|----------|---------------------------|
| (1) 数量 | 1 面 |
| (2) 形式 | 鋼板製屋内自立閉鎖型 (前背面扉付) |
| (3) 概略寸法 | W800mm×D1800mm×H2350mm 程度 |
| (4) 仕様 | |
| ・ 主回路電源 | 三相 3 線 6,600V 60Hz |
| ・ 制御電源 | AC100V (外部供給) |
| ・ 雑電源 | AC100V (外部供給) |
- (5) 盤面取付器具
- | | |
|----------------------|-----|
| 1) 名称銘板 | 1 式 |
| 2) 交流電圧計 (VS 付) | 1 個 |
| 3) 交流電流計 (AS 付) | 1 個 |
| 4) 電力計 | 1 個 |
| 5) 力率計 | 1 個 |
| 6) 電力量計取付スペース | 1 式 |
| 7) 集合形故障表示器 | 1 式 |
| 8) 操作スイッチ (切-入) | 1 個 |
| 9) ランプ点検スイッチ | 1 個 |
| 10) 保護継電器 (過電流、不足電圧) | 1 式 |
| 11) 試験用電圧端子 | 1 式 |
| 12) 試験用電流端子 | 1 式 |

13) その他必要なもの		1 式
(6) 盤内収納機器		
1) 真空遮断器 (自動連結型)		1 式
a. 形式	引出形	
b. 定格電圧	7.2kV	
c. 定格電流	400A	
d. 定格遮断電流	8.0kA	
e. 操作方式	電動バネ操作	
f. 付属品	開閉表示器	1 式
	補助スイッチ	1 式
	手動引外し装置	1 式
	動作計数計	1 式
	接地端子	1 式
	リフター	1 式
	銘板その他	1 式
2) 計器用変圧器		1 台
a. 形式	引出形	
b. 定格電圧	6600/110V	
c. 定格容量	200VA	
3) 計器用変流器		2 台
4) 変換器		1 式
5) ヒューズ		1 式
6) 配線用遮断器		1 式
a. 2P 30AF (アラーム付)	1 台	
b. 2P 30AF	2 台	
7) 盤内照明		1 式
8) 盤内コンセント		1 台
9) 用途銘板、内部配線、端子台、ケーブル支持金具、底板		1 式
10) 付属品 (引出しレール、検電器等)		1 式
11) その他必要なもの		1 式
(7) 主要部材質		
鋼板製		
塗装	日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書・同標準図による。	
側面板	2.3mm以上	天井板 1.6mm以上
底板	1.6mm以上	仕切板 1.6mm以上
扉	2.3mm以上	遮蔽板 1.6mm以上
屋根板	2.3mm以上	
(8) 機能仕様		
・ 高圧電源受電・遮断機能		
高圧電源を高圧引込盤より受電し、主変圧器盤へ配電すること。		
電気回路の故障や異常が起きたときに流れる電流を遮断すること。		
・ 外部入出力信号 状態信号の接点入出力ができること。		

第4条 主変圧器盤 (HC03)

設置場所：電気室

- | | | |
|------------------------------|------------------------------|-----|
| (1) 数量 | 1 面 | |
| (2) 形式 | 鋼板製屋内自立閉鎖型 (前背面扉付) | |
| (3) 概略寸法 | W1400mm×D1800mm×H2350mm 程度 | |
| (4) 仕様 | | |
| ・主回路一次電源 | 三相 3 線 6,600V 60Hz | |
| ・主回路二次電源 | 三相 3 線 440V 60Hz | |
| ・制御電源 | AC100V (外部供給) | |
| ・雑電源 | AC100V (外部供給) | |
| (5) 盤面取付器具 | | |
| 1) 名称銘板 | | 1 式 |
| 2) 集合形故障表示器 | | 1 式 |
| 3) ダイヤル温度計監視窓 | | 1 個 |
| 4) ランプ点検スイッチ | | 1 個 |
| 5) その他必要なもの | | 1 式 |
| (6) 盤内収納機器 | | |
| 1) 三相変圧器 | | 1 式 |
| a. 形式 | モールド式 (トップランナー形) | |
| b. 冷却方式 | 自冷 | |
| c. 相数 | 三相 3 線 | |
| d. 定格容量 | 500kVA | |
| e. 定格 1 次電圧 | 6,600V | |
| f. 定格 2 次電圧 | 440V | |
| g. 絶縁種別 | F 種以上 | |
| h. 結線 | △-Y | |
| i. 付属品 | ダイヤル温度計 (警報接点付) | 1 個 |
| | 無電圧タップ切替台 | 1 式 |
| | 接地端子及び接続端子 | 1 式 |
| | 吊手 | 1 式 |
| | その他必要なもの | 1 式 |
| 2) 地絡過電流継電器 | | 1 台 |
| 3) 零相変流器 | | 1 台 |
| 4) 配線用遮断器 | | 1 式 |
| a. 3P 1000AF | 1 台 | |
| b. 2P 30AF (アラーム付) | 1 台 | |
| c. 2P 30AF | 2 台 | |
| 5) 盤内照明 | | 1 式 |
| 6) 盤内コンセント | | 1 台 |
| 7) 用途銘板、内部配線、端子台、ケーブル支持金具、底版 | | 1 式 |
| 8) その他必要なもの | | 1 式 |
| (7) 主要部材質 | | |
| 鋼板製 | | |
| 塗装 | 日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書・同標準図による。 | |

側面板	2.3mm以上	天井板	1.6mm以上
底板	1.6mm以上	仕切板	1.6mm以上
扉	2.3mm以上	遮蔽板	1.6mm以上
屋根板	2.3mm以上		

(8) 機能仕様

- ・ 高圧電源受電・降圧及び遮断機能

高圧電源を受電盤より受電し、降圧し動力配電盤へ配電すること。

電気回路の故障や異常が起きたときに流れる電流を遮断すること。

- ・ 外部入出力信号 状態信号の接点入出力ができること。

第5条 動力配電盤 (LP01)

設置場所：電気室

- (1) 数量 1 面
- (2) 形式 鋼板製屋内自立閉鎖型 (前背面扉付)
- (3) 概略寸法 W800mm×D1800mm×H2350mm 程度
- (4) 仕様

- ・ 主回路一次電源 三相 3 線 440V 60Hz
- ・ 主回路二次電源 三相 3 線 210V 60Hz
- ・ 制御電源 AC100V (外部供給)
- ・ 雑電源 AC100V (外部供給)

(5) 盤面取付器具

- | | |
|--------------------|-----|
| 1) 名称銘板 | 1 式 |
| 2) 交流電圧計 (VS 付) | 2 個 |
| 3) 交流電流計 (AS 付) | 2 個 |
| 4) 集合灯 | 1 式 |
| 5) 操作スイッチ (買電—自家発) | 1 個 |
| 6) ランプ点検スイッチ | 1 個 |
| 7) ダイアル温度計監視窓 | 1 個 |
| 8) その他必要なもの | 1 式 |

(6) 盤内収納機器

- | | | |
|-------------|------------------|-----|
| 1) 双投形電磁接触器 | 3P 1000A | 1 台 |
| 2) 三相変圧器 | | 1 式 |
| a. 形式 | モールド式 (トップランナー形) | |
| b. 冷却方式 | 自冷 | |
| c. 相数 | 3 相 | |
| d. 定格容量 | 75kVA | |
| e. 定格 1 次電圧 | 440V | |
| f. 定格 2 次電圧 | 210V | |
| g. 絶縁種別 | F 種以上 | |
| h. 結線 | Y-△ | |
| i. 付属品 | ダイアル温度計 (警報接点付) | 1 台 |
| | 無電圧タップ切替台 | 1 式 |
| | 接地端子及び接続端子 | 1 式 |

	吊手	1 式
	銘板・その他	1 式
3) 配線用遮断器		1 式
a. 3P 400AF (アラーム付)	2 台	
b. 3P 225AF (アラーム付)	2 台	
c. 3P 50AF (アラーム付)	1 台	
d. 2P 30AF (アラーム付)	1 台	
e. 2P 30AF	2 台	
4) 計器用変流器		4 台
5) 進相コンデンサ (放電抵抗付)		1 台
6) 同上リアクトル		1 台
7) 不足電圧継電器		1 台
8) ヒューズ		1 式
9) 盤内照明		1 台
10) 盤内コンセント		1 台
11) 用途銘板、内部配線、端子台、ケーブル支持金具、底版		1 式
12) その他必要なもの		1 式

(7) 主要部材質

鋼板製

塗装 日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書・同標準図による。

側面板 2.3mm以上 天井板 1.6mm以上

底板 1.6mm以上 仕切板 1.6mm以上

扉 2.3mm以上 遮蔽板 1.6mm以上

屋根板 2.3mm以上

(8) 機能仕様

・電源切替機能

商用電源と自家発電電源を、手動操作で切り替える機能を有すること。

・低圧三相電源分岐機能

商用電源、予備発電電源を受電し、各設備に電源供給できること。

・低圧三相電源降圧機能

三相電源 (440V) を 210V に降圧し、補機盤 (及び予備) に電源供給すること。

・外部入出力信号 状態信号の接点入出力ができること。

第6条 電灯配電盤 (LP05)

設置場所：電気室

- (1) 数量 1 面
- (2) 形式 鋼板製屋内自立閉鎖型
- (3) 概略寸法 W800mm×D1000mm×H2350mm 程度
- (4) 仕様
- ・主回路一次電源 三相 3 線 210V 60Hz
 - ・主回路二次電源 単相 3 線 210-105V 60Hz
 - ・雑電源 AC100V

- (5) 盤面取付器具
- 1) 名称銘板 1 式
 - 2) 交流電圧計 (VS 付) 1 式
 - 3) 交流電流計 (AS 付) 1 式
 - 4) 集合形故障表示器 1 式
 - 5) ランプ点検スイッチ 1 個
 - 6) ダイアル温度計監視窓 1 個
 - 7) その他必要なもの 1 式
- (6) 盤内収納機器
- 1) 単相変圧器 1 式
 - a. 形式 モールド式 (トップランナー形)
 - b. 冷却方式 自冷
 - c. 相数 単相
 - d. 定格容量 20kVA
 - e. 定格 1 次電圧 440V
 - f. 定格 2 次電圧 210-105V
 - g. 絶縁種別 F 種以上
 - h. 結線 三相-単相
 - i. 付属品

ダイアル温度計 (警報接点付)	1 個
無電圧タップ切替台	1 式
接地端子及び接続端子	1 式
吊手	1 式
銘板・その他	1 式
 - 2) 配線用遮断器 1 式
 - a. 3P 50AF (アラーム付) 2 台
 - b. 2P 50AF (アラーム付) 8 台
 - c. 2P 30AF 4 台
 - 3) 計器用変流器 2 台
 - 4) 零相変流器 2 台
 - 5) 地絡過電流継電器 2 台
 - 6) ヒューズ 1 式
 - 7) 盤内照明 1 台
 - 8) 盤内コンセント 1 式
 - 9) 用途銘板、内部配線、端子台、ケーブル支持金具、底版 1 式
 - 10) その他必要なもの 1 式
- (7) 主要部材質
- 鋼板製
- | | | | |
|-----|------------------------------|-----|---------|
| 塗装 | 日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書・同標準図による。 | | |
| 側面板 | 2.3mm以上 | 天井板 | 1.6mm以上 |
| 底板 | 1.6mm以上 | 仕切板 | 1.6mm以上 |
| 扉 | 2.3mm以上 | 遮蔽板 | 1.6mm以上 |
| 屋根板 | 2.3mm以上 | | |
- (8) 機能仕様
- ・ 低圧三相電源降圧・分岐機能

動力配電盤より受電した三相電源（440V）を単相電源（210-105V）に降圧し、各設備に供給すること。

- ・外部入出力信号 状態信号の接点入出力ができること。

第7条 接地端子箱

設置場所：電気室

- | | |
|---------|-------|
| （1）数量 | 1面 |
| （2）取付器具 | 7P+2T |

第8条 接地端子箱

設置場所：屋外

- | | |
|---------|----|
| （1）数量 | 1面 |
| （2）取付器具 | 1P |

第 2 章 自家発電設備

第 1 節 概要

本工事は、商用電源停電時に予備発電装置（可搬型）で浜田貯留管排水施設の雨水ポンプ等に電源供給するための、自家発電設備関連補機を設置するものである。

第 2 節 機器仕様

第1条 自家発接続盤

設置場所：搬出入室

- (1) 数量 1 面
- (2) 形式 鋼板製屋内壁掛型
- (3) 概略寸法 W600mm×D300mm×H700mm 程度
- (4) 仕様
 - ・主回路電源 三相 3 線 440V 60Hz
- (5) 盤面取付器具
 - 1) 名称銘板 1 式
 - 2) 仮設ケーブル用開口 1 箇所
 - 3) その他必要なもの 1 式
- (6) 盤内収納機器
 - 1) 配線用遮断器 1 式
 - a. 3P 400AF 1 台
 - 2) 電源ケーブル (CET150sq : 15m 程度) 1 式
 - 3) 用途銘板、内部配線、端子台、ケーブル支持金具、底板 1 式
 - 4) その他必要なもの 1 式
- (7) 主要部材質
鋼板製
塗装 日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書・同標準図による。
側面板 1.6mm以上 天井板 1.6mm以上
底板 1.6mm以上 仕切板 1.6mm以上
扉 1.6mm以上 遮蔽板 1.6mm以上
屋根板 1.6mm以上
- (8) 機能仕様
 - ・予備発電装置接続機能
可搬型発電装置（発電機出力 200kVA 以上）に電源ケーブルを接続し、動力分電盤に電源を送電すること。

第 3 章 運転操作設備

第 1 節 概要

本設備は、各負荷に電源を供給し、運転操作を行うためのものである。

第 2 節 機器仕様

第1条 No. 1～No. 2雨水ポンプ盤 (LP02, LP03)

設置場所：電気室

- (1) 数量 2 面
- (2) 形式 鋼板製屋内自立閉鎖型 (前背面扉付)
- (3) 概略寸法 W800mm×D1000mm×H2350mm 程度 (1 面あたり)
- (4) 仕様
 - ・主回路電源 三相 3 線 440V 60Hz
- (5) 盤面取付器具
 - 1) 名称銘板 1 式
 - 2) 交流電流計 (AS 付) 1 台
 - 3) 操作スイッチ (停止－運転) 1 個
 - 4) ランプ点検スイッチ 1 個
 - 5) 故障復帰スイッチ 1 個
 - 6) 集合灯 1 式
 - 7) 給気口 (フィルター付) 1 箇所
 - 8) その他必要なもの 1 式
- (6) 盤内収納機器
 - 1) PWM コンバータ 1 台
 - a. 適用インバータ容量 110kW 以上
 - b. 入力電源
 - 相数 3 相
 - 電圧 440V
 - 周波数 60Hz
 - c. 付属品 1 式
 - 2) インバータ器 1 台
 - a. 適用モータ容量 110kW 以上
 - b. 入力電源
 - 相数 3 相
 - 電圧 440V
 - 周波数 60Hz
 - c. 付属品 1 式
 - 3) 配線用遮断器 1 式
 - a. 3P 400AF (アラーム付) 1 台
 - b. 2P 30AF (アラーム付) 1 台
 - c. 2P 30AF 6 台
 - 4) 制御電源用変圧器 1 台
 - a. 形式 モールド式 (トップランナー形)

- b. 冷却方式 自冷
- c. 相数 3相→单相
- d. 定格容量 300VA
- e. 定格1次電圧 440V
- f. 定格2次電圧 105V

- 5) 変換器 1式
- 6) 零相変流器 1台
- 7) 地絡方向継電器 1台
- 8) 放熱ファン 1台
- 9) 盤内照明 1台
- 10) 盤内コンセント 1台
- 11) 用途銘板、内部配線、端子台、ケーブル支持金具、底版 1式
- 12) その他必要なもの 1式

(7) 主要部材質

鋼板製

塗装 日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書・同標準図による。

側面板 2.3mm以上 天井板 1.6mm以上

底板 1.6mm以上 仕切板 1.6mm以上

扉 2.3mm以上 遮蔽板 1.6mm以上

屋根板 2.3mm以上

(8) 機能仕様

- ・雨水ポンプ操作機能

操作スイッチで雨水ポンプの機側操作（運転、停止）を行うこと。

監視制御盤からの制御信号を受け、雨水ポンプのインバータ制御運転を行うこと。

- ・外部入出力信号 状態信号の接点入出力ができること。

第2条 雨水ポンプ現場操作盤 (LOP01)

設置場所：立坑 地下9階 ポンプ室

- (1) 数量 1面
- (2) 形式 鋼板製屋内スタンド型
- (3) 概略寸法 W600mm×D300mm×H900mm 程度
- (4) 仕様
 - ・主回路電源 单相2線 105V 60Hz

(5) 盤面取付器具

- 1) 名称銘板 1式
- 2) 交流電流計 2台
- 3) 水位指示計 1式
- 4) 操作スイッチ（停止－運転） 1式
- 5) 信号灯 1式
- 6) 集合灯 1式
- 7) 押釦スイッチ 1式
- 8) その他必要なもの 1式

- (6) 盤内収納機器
- | | | |
|-----------------------|--|-----|
| 1) 盤内照明 | | 1 式 |
| 2) スペースヒータ (サーモスイッチ付) | | 1 式 |
| 3) その他必要なもの | | 1 式 |
- (7) 主要部材質
- 鋼板製
- 塗装 日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書・同標準図による。
- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 側面板 | 2.3mm以上 | 天井板 | 1.6mm以上 |
| 底板 | 1.6mm以上 | 仕切板 | 1.6mm以上 |
| 扉 | 2.3mm以上 | 遮蔽板 | 1.6mm以上 |
| 屋根板 | 2.3mm以上 | | |
- (8) 機能仕様
- ・雨水ポンプ操作機能
操作スイッチで雨水ポンプの機側操作 (運転、停止) を行うこと。
 - ・外部入出力信号 状態信号の接点入出力ができること。

第3条 補機盤 (LP04)

設置場所：電気室

- | | | |
|----------|---------------------------|------------------|
| (1) 数量 | 1 面 | |
| (2) 形式 | 鋼板製屋内自立閉鎖型 (前背面扉付) | |
| (3) 概略寸法 | W800mm×D1000mm×H2350mm 程度 | |
| (4) 仕様 | ・主回路電源 | 三相 3 線 210V 60Hz |
- (5) 盤面取付器具
- | | | |
|----------------------------|--|-----|
| 1) 名称銘板 | | 1 式 |
| 2) 交流電流計 | | 2 台 |
| 3) 交流電流計 (AS 付) | | 1 台 |
| 4) 切替スイッチ | | 1 個 |
| 5) 操作スイッチ (No. 1-交互-No. 2) | | 1 個 |
| 6) 操作スイッチ (停止-運転) | | 2 個 |
| 7) ランプ点検スイッチ | | 1 個 |
| 8) 故障復帰スイッチ | | 1 個 |
| 9) 集合灯 | | 1 式 |
| 10) その他必要なもの | | 1 式 |
- (6) 盤内収納機器
- | | | |
|---------------------|-----|-----|
| 1) 配線用遮断器 | | 1 式 |
| a. 3P 225AF (アラーム付) | 2 台 | |
| b. 3P 100AF | 1 台 | |
| c. 3P 60AF (アラーム付) | 1 台 | |
| d. 3P 50AF (アラーム付) | 2 台 | |
| e. 2P 30AF (アラーム付) | 1 台 | |
| f. 2P 30AF | 5 台 | |
| 2) 漏電遮断器 | | 1 式 |

- a. 3P 60AF (アラーム付) 1台
- b. 3P 50AF (アラーム付) 2台
- 3) 制御電源用変圧器 1台
 - a. 形式 モールド式 (トップランナー形)
 - b. 冷却方式 自冷
 - c. 相数 3相→单相
 - d. 定格容量 1kVA
 - e. 定格1次電圧 210V
 - f. 定格2次電圧 105V
- 4) 変換器 1式
- 5) 零相変流器 7台
- 6) 地絡方向継電器 7台
- 7) 計器用変流器 2台
- 8) 熱動式過負荷継電器 3台
- 9) 過負荷・欠相・反相継電器 1台
- 10) 進相コンデンサー 3φ 200V 300μF 1台
- 11) 進相コンデンサー 3φ 200V 15μF 2台
- 12) 盤内照明 1台
- 13) 盤内コンセント 1個
- 14) 用途銘板、内部配線、端子台、ケーブル支持金具、底板 1式
- 15) その他必要なもの 1式

(7) 主要部材質

鋼板製

塗装 日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書・同標準図による。

側面板 2.3mm以上 天井板 1.6mm以上

底板 1.6mm以上 仕切板 1.6mm以上

扉 2.3mm以上 遮蔽板 1.6mm以上

屋根板 2.3mm以上

(8) 機能仕様

・ポンプ操作機能

操作スイッチで排砂ポンプ、床排水ポンプの機側操作 (運転、停止) を行うこと。

2基の床排水ポンプの運転切替を手動で行うこと。

・低圧三相電源分岐機能

受電した低圧三相電源を、各設備に配電すること。

・外部入出力信号 状態信号の接点入出力ができること。

第4条 補機現場操作盤 (LOP02)

設置場所：立坑 地下9階 ポンプ室

- (1) 数量 1面
- (2) 形式 鋼板製屋内スタンド型
- (3) 概略寸法 W600mm×D300mm×H900mm 程度
- (4) 仕様

・主回路電源 単相 2 線 105V 60Hz

(5) 盤面取付器具

- | | |
|-------------------|-----|
| 1) 名称銘板 | 1 式 |
| 2) 交流電流計 | 3 台 |
| 3) 操作スイッチ (停止-運転) | 1 式 |
| 4) 信号灯 | 1 式 |
| 5) 集合灯 | 1 式 |
| 6) 押釦スイッチ | 1 式 |
| 7) その他必要なもの | 1 式 |

(6) 盤内収納機器

- | | |
|-----------------------|-----|
| 1) 盤内照明 | 1 式 |
| 2) スペースヒータ (サーモスイッチ付) | 1 式 |
| 3) その他必要なもの | 1 式 |

(7) 主要部材質

鋼板製

塗装 日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書・同標準図による。

側面板	2.3mm以上	天井板	1.6mm以上
底板	1.6mm以上	仕切板	1.6mm以上
扉	2.3mm以上	遮蔽板	1.6mm以上
屋根板	2.3mm以上		

(8) 機能仕様

・ポンプ操作機能

操作スイッチで排砂ポンプ、床排水ポンプの機側操作 (運転、停止) を行うこと。

2 基の床排水ポンプの運転切替を手動で行うこと。

・外部入力信号 状態信号の接点入力ができること。

第5条 作業用電源盤 (LP07)

設置場所: 立坑 地下 9 階 ポンプ室

- | | |
|----------|-------------------------|
| (1) 数量 | 1 面 |
| (2) 形式 | 鋼板製屋内スタンド型 |
| (3) 概略寸法 | W800mm×D300mm×H800mm 程度 |
| (4) 仕様 | |

・主回路電源 三相 3 線 210V 60Hz
単相 2 線 105V 60Hz

(5) 盤面取付器具

- | | |
|---------------------------------|------|
| 1) 名称銘板 | 1 式 |
| 2) 仮設ケーブル用開口 (W150mm×H200mm 程度) | 1 箇所 |
| 3) 表示灯 | 2 個 |
| 4) その他必要なもの | 1 式 |

(6) 盤内収納機器

- | | |
|------------|-----|
| 1) 漏電遮断器 | 1 式 |
| a. 3P 50AF | 1 個 |

b. 2P 50AF 1個

2) 盤内コンセント 2個

3) その他必要なもの 1式

(7) 主要部材質

鋼板製

塗装 日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書・同標準図による。

側面板 2.3mm以上 天井板 1.6mm以上

底板 1.6mm以上 仕切板 1.6mm以上

扉 2.3mm以上 遮蔽板 1.6mm以上

屋根板 2.3mm以上

(8) 機能仕様

- ・ 補機盤、電灯配電盤より三相電源、単相電源を受電し、作業用電源盤に接続した機器に電源供給を行うこと。

第 4 章 監視制御設備

第 1 節 概要

本設備は、各設備の状態監視・制御及び計測を行う設備である。また、日永浄化センターから遠隔監視操作を行う機能を有するものである。

第 2 節 機器仕様

第1条 シーケンスコントローラ盤 (LP06)

設置場所：電気室

- (1) 数量 1 面
- (2) 形式 鋼板製屋内自立閉鎖型 (前背面扉付)
- (3) 概略寸法 W700mm×D1000mm×H2350mm 程度
- (4) 仕様
 - ・主回路電源 単相 2 線 105V 60Hz
- (5) 盤面取付器具
 - 1) 名称銘板 1 式
 - 2) ランプ点検スイッチ 1 個
 - 3) 故障復帰スイッチ 1 個
 - 4) 集合形故障表示器 1 式
 - 5) その他必要なもの 1 式
- (6) 盤内収納機器
 - 1) コントローラ 1 個
 - ・CPU 1 重
 - ・プログラム言語 シーケンス制御言語及び計装制御言語
 - ・制御内容 中央 (日永浄化センター) 及び監視操作盤と制御、状態監視及び計装信号の送受信を行う。
 - ・データ伝送機能 有り
 - 2) 入出力装置 1 式
 - 3) 配線用遮断器 1 式
 - a. 2P 50AF 1 台
 - b. 2P 30AF (アラーム付) 1 台
 - c. 2P 30AF 4 台
 - 4) 盤内照明 1 台
 - 5) 盤内コンセント 1 個
 - 6) 用途銘板、内部配線、端子台、ケーブル支持金具、底板 1 式
 - 7) その他必要なもの 1 式
- (7) 主要部材質
 - 鋼板製
 - 塗装 日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書・同標準図による。
 - 側面板 2.3mm以上 天井板 1.6mm以上
 - 底板 1.6mm以上 仕切板 1.6mm以上
 - 扉 2.3mm以上 遮蔽板 1.6mm以上

屋根板 2.3mm以上

(8) 機能仕様

- ・制御・状態信号の送受信、集約機能
受変電設備と制御・状態信号を送受信し、中央（日永浄化センター）へ送受信するための信号を集約する機能。
監視制御盤と制御・状態信号を送受信し、中央（日永浄化センター）へ送受信するための信号を集約する機能。
- ・外部入出力信号 状態信号の接点入出力ができること。

第2条 監視操作盤（LP08）

- (1) 数量 1 面
- (2) 形式 鋼板製屋内自立閉鎖型（前背面扉付）
- (3) 概略寸法 W600mm×D1000mm×H2350mm 程度
- (4) 仕様
- ・主回路電源 単相 2 線 105V 60Hz
- (5) 盤面取付器具
- 1) 名称銘板 1 式
 - 2) 水位表示器（貯留管水位） 1 台
 - 3) 水位表示器（立坑水位） 1 台
 - 4) 切替スイッチ（現場一日永） 1 個
 - 5) 切替スイッチ（手動－自動） 1 個
 - 6) 切替スイッチ（No. 1→2－No. 2→1） 1 個
 - 7) ランプ点検スイッチ 1 個
 - 8) 故障復帰スイッチ 1 個
 - 9) 集合灯 1 式
 - 10) その他必要なもの 1 式
- (6) 盤内収納機器
- 1) 無停電電源装置 1 式
 - a. 交流入力電源 1φ AC 105V 60Hz
 - b. 定格出力 5kVA
 - c. 定格出力電圧 1φ AC 105V 60Hz
 - b. 停電補償時間 30 分以上
 - e. 蓄電池 小型制御弁式鉛蓄電池
 - 2) 配線用遮断器 1 式
 - a. 2P 50AF（機械的インターロック） 1 組
 - b. 2P 50AF（アラーム付） 5 台
 - c. 2P 30AF 3 台
 - 3) 水位計変換器 1 式
 - 4) 入出力装置 1 式
 - 5) その他必要なもの 1 式
- (7) 主要部材質
- 鋼板製
- 塗装 日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書・同標準図による。

側面板	2.3mm以上	天井板	1.6mm以上
底板	1.6mm以上	仕切板	1.6mm以上
扉	2.3mm以上	遮蔽板	1.6mm以上
屋根板	2.3mm以上		

(8) 機能仕様

- ・制御・状態信号の送受信、集約機能
動力設備の制御、状態信号、水位計の計装信号を集約し、シーケンスコントローラ盤と送受信する機能。
- ・雨水ポンプの運転切替機能
雨水ポンプの操作方法（現場一日永、手動－自動）、雨水ポンプの稼動順序を現場で切り替える機能。
- ・雨水ポンプ制御機能
立坑水位より雨水ポンプの出力を制御する機能。
- ・外部入出力信号 状態信号の接点入出力ができること。

第3条 日永浄化センター ルータ収納盤機能増設

- (1) 数量 1 式
- (2) 機能増設内容 浜田通り貯留管の監視追加に伴う、ルータ/ONU、HUB 等の設定を行う

第4条 日永浄化センター LCD監視制御設備機能増設

- (1) 数量 1 式
- (2) 機能 浜田通り貯留管設備の運転管理
- 1) 運転管理情報の蓄積
 - 2) プラント設備・機器の運転状況の監視と運転操作
 - 3) 計測値の監視。
 - 4) 自動制御状態の監視と設定値の変更
 - 5) 帳票データ保存（編集・印字も可能）
 - 6) その他必要な機能
- (3) 特記事項
- 1) 監視装置として以下の機能を具備させること
 - ・グラフィック画面
 - ・トレンド画面
 - ・帳票（日報・月報・年報）
 - ・メッセージ一覧・故障速報
 - ・タイムスケジュール
 - 2) 既設は二重化を行ってあるためそのことに留意すること。
 - 3) 宿直室警報発報含む
 - 4) 上下水道局クライアント用 PC の機能増設含む

第 5 章 計装設備

第 1 節 概要

本設備は、立坑・貯留管の水位観測、雨水ポンプの起動、停止、インバータ出力調整及び床排水ポンプの起動、停止に必要な水位感知を行うためのものである。

第 2 節 機器仕様

第1条 貯留管水位計

設置場所：立坑内

(1) 数量		1 組
(2) 構造・形式	投込式	
(3) 測定対象物	希釈汚水	
(4) 計測範囲	0～5.5m	
(5) 機器構成		
1) 投込式圧力水位計		1 台
2) 変換器（監視操作盤内に格納）		1 台
3) 広角形指示計		1 式
4) アレスタ（信号用）		1 式
5) 専用ケーブル		1 式
6) 検出器吊下げチェーン		1 式
7) 支持金具、基礎ボルト（SUS）		1 式
8) 付属品（保守用工具、消耗品等）		1 式
9) その他必要なもの		1 式

第2条 立坑水位計

設置場所：立坑内

(1) 数量		1 組
(2) 構造・形式	投込式	
(3) 測定対象物	希釈汚水	
(4) 計測範囲	0～40.3m	
(5) 機器構成		
1) 投込式圧力水位計		1 台
2) 変換器（監視操作盤内に格納）		1 台
3) 広角形指示計		1 式
4) アレスタ（信号用）		1 式
5) 専用ケーブル		1 式
6) 検出器吊下げチェーン		1 式
7) 支持金具、基礎ボルト（SUS）		1 式
8) 付属品（保守用工具、消耗品等）		1 式
9) その他必要なもの		1 式

第3条 立坑レベルスイッチ

設置場所：立坑内

(1) 数量		1 組
(2) 構造・形式	フリクト式	
(3) 測定対象物	希釈汚水	
(4) 計測点数	9 点	
(5) 機器構成		
1) フロート		9 個
2) 専用ケーブル		1 式
3) 支持金具		1 式
4) 付属品（保守用工具、消耗品等）		1 式
5) その他必要なもの		1 式

第4条 越流堰レベルスイッチ

設置場所：立坑内

(1) 数量		1 組
(2) 構造・形式	フリクト式	
(3) 測定対象物	希釈汚水	
(4) 計測点数	2 点	
(5) 機器構成		
1) フロート		2 個
2) 専用ケーブル		1 式
3) 支持金具		1 式
4) 付属品（保守用工具、消耗品等）		1 式
5) その他必要なもの		1 式

第5条 ポンプ室床排水槽水位計

設置場所：立坑内

(1) 数量		1 組
(2) 構造・形式	電極式	
(3) 測定対象物	ポンプ室	
(4) 計測点数	3 点	
(5) 機器構成		
1) 電極保持器		1 個
2) 電極棒		3 本
3) 付属品（保守用工具、消耗品等）		1 式
4) その他必要なもの		1 式

第 6 章 複合工

第 1 節 基礎工

第1条 仕様及び施工範囲

番号	名称	設置場所	主寸法	材質	数量	備考
1	ピット築造工	2階 電気室	図面による	シンダー コンクリート	一式	電気室床面
2	〃	〃	〃	モルタル	〃	ピット底
3	現場盤基礎	地下9階	〃		〃	
4	土工	屋外	〃		〃	

第2条 特記事項

(1) ピットはモルタル金ゴテ仕上げとすること。

第 2 節 鋼製加工品

第1条 仕様及び施工範囲

番号	名称	設置場所	主寸法	材質	数量	備考
1	ピット蓋	2階 電気室	図面による	SS+Zn メッキ	一式	
2	ピット縁金物	〃	〃	SS+Zn メッキ	〃	
3	ピット蓋	2階 搬出入室	〃	SS+Zn メッキ	〃	縁金物は 建築施工範囲

第2条 特記事項

(1) 溶融亜鉛メッキHDZ55（付着量 550 g/m²以上）とする。

第 3 節 塗装

第1条 仕様及び施工範囲

番号	名称	設置場所	主寸法	材質	数量	備考
1	床面塗装	2階 電気室	図面による	防塵塗装	一式	
2	ピット塗装	〃	〃	〃	〃	
3	〃	2階 搬出入室	〃	〃	〃	ピット築造は 建築施工範囲

第2条 特記事項

(1) ピットへの塗装はピット底及び側面に施工するものとする。

第 4 節 防火区画処理工事

第1条 仕様及び施工範囲

番号	名称	設置場所	主寸法	数量	備考
1	防火区画処理工 (壁)	2階 電気室	約 400×300	1箇所	
2	防火区画処理工 (壁)	〃	約 300×300	1箇所	
3	防火区画処理工 (壁)	〃	φ 50	3箇所	

第 7 章 工事仕様

第 1 節 工事概要

第1条 工事範囲

- (1) 第 2 章～第 6 章に記載の機器製作、搬入、据付及び機能増設工事
- (2) 第 2 章～第 6 章に記載の機器間の配線配管工事
- (3) 第 7 章に記載の複合工
- (4) 建築動力電灯分電盤への一次側電路布設工事
- (5) 各種接地工事
- (6) 接地幹線布設工事
- (7) 構内引込柱建柱工事
- (8) ハンドホール築造工
- (9) その他、上記に伴う諸工事。

第2条 施工上の注意点

- (1) 貫通処理を確実にを行うこと。
- (2) 駆体にアンカーをとる時、漏水時に十分注意し、問題が生じない施工方法とすること。
- (3) ピットは原則として高圧用と低圧用にセパレータ等を設け離隔を行うこと。
- (4) 耐電ゴムマットを扉の開閉に留意し、高圧配電盤の前後部に布設すること。
- (5) 建築付帯設備の故障信号「火災、扉開（侵入）、一括故障」の取り合いは、建築動力電灯分電盤で行うものとする。
- (6) 取引用計器（電力メータ）は、耐水レベルを考慮して取付けること。
- (7) 集合型のデジタル保護制御装置は、発注者の許可がない限り、使用しないこと。
- (8) 電力会社と協議し、保護協調のとれた制定値とすること。

第 2 節 共通事項

第1条 電線工事

- (1) 電線の結束は、頑丈なひもで行うこと。（インシュロックは不可）
- (2) 電線には、下記情報を明記し、盤やプルボックス内で容易に読める位置に取り付けること。
 - ・ 工事名
 - ・ 受注者
 - ・ 完成年度
 - ・ 線種（例：600V-CE-3.5sq-3C）
 - ・ ルート（例：自：〇〇制御盤 至：〇〇切替盤）
- (3) 屋外・地下等の機器・盤に接続する配管端部には、ネオシール等により湿気対策をすること

第2条 盤仕様

- (1) 盤内の銘版には工事名・受注者・製作者・完成年月日・重量を明記すること。
- (2) 盤扉アース線は、ビニールチューブ等で保護すること。
- (3) ランプテストを設け、すべてのランプを点灯させること。（R、G動作ランプは除く）

第3条 予備品

- (1) 予備品は、プラスチックケースに納めて納入すること。段ボールは不可。
- (2) 品名・数量・型番等を明瞭にした予備リスト（完成図書の予備品の内容と同様とする）を納入すること。

第4条 運転操作法案

- (1) 別に定める「運転操作法案」による。
- (2) 詳細については、打合せにより決定する。

第 3 節 適用範囲

第1条 施工範囲

本工事は、契約書、設計書、本特記仕様書により施工する。本仕様書に記載されていない仕様、機器製作、据付、取付工事等については、日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書「機械設備工事必携（施工編）」「機械設備工事必携（工場検査編）」「機械設備標準仕様書」「電気設備工事必携」「電気設備工事一般仕様書・同標準図」「土木工事一般仕様書・土木工事必携」「建築工事一般仕様書」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」に準拠して行なうものとする。なお、打合せ等によって決定した事項が最優先するものとする。

第2条 設計図書類の扱い

設計図書類は、主要な部位・事項についての設計意図を示すものであり、必ずしも工事の完成に必要なすべての情報を網羅するものではない。受注者は、示された情報をもとに、施工者として工程等も考慮し、責任を持って生産設計、製作、施工を行い、適切に遂行し、工事を完成させること。

第3条 工事に付帯する作業・材料

本工事を完成させるために本工事に付帯して当然必要な軽微な工事・作業・機器・材料などは、設計図書に記載がない場合でも本工事に含む。

第4条 安全管理

労働安全衛生法及びその他の関係法令に準拠し安全第一に努め、工事関係者及び第三者等への危険防止、安全対策を講ずるとともに交通の妨げとなる行為及び公衆に迷惑となる行為を行わないこと。

第5条 施工について

工事は関係法規、法令、技術基準、規格に準拠し、電氣的、機械的に完全かつ美麗にして耐久性にとみ保守点検が容易なように施工すること。また、環境に配慮した工事施工に努めること。主な法規、法令、技術基準、規格は下記のとおりである。

- ・日本工業規格（J I S）
- ・電気学会電気規格調査会標準規格（J E C）
- ・日本電機工業会標準規格（J E M）
- ・電気設備技術基準
- ・内線規程
- ・その他関連法令、条例及び規格、技術基準を定める省令、日本下水道事業団発刊基準類契約書、設計書、本特記仕様書に記載のない施工方法については、受注者の責任において監督員に提案し報告すること。

第6条 工事期間中の提出書類

提出する書類の種別・内容・書式などは、監督員との打合せを決定事項とすること。提出書類は、発注者が容易に確認できるよう、よく整理され、見やすく、扱いやすい明解なものとする。指摘があった場合はすみやかに訂正し提出すること。また、本特記仕様書に記載のない書類についても、協力し作成すること。

第7条 官公署その他への届出手続き等

工事の各段階に必要な官公署その他への各種申請または届出の種別・手続・時期などをあらかじめ調査し、一覧表を作成して提出すること。また、施工に直接必要な官公署その他関係機関の立会検査や審査のうち、発注者が申請者となるものについても、その種別、手続、時期、実施内容などをあらかじめ調査し、一覧表を作成して提出すること。また、届出書類や資料の作成などは、協力し、必要に応じて代行を行うこと。

第8条 施工計画書

施工計画書は工事内容に応じて、総合施工計画書、工種別施工計画書、施工要領書に分類し提出することができ、事前に監督員と打合せを行い決定すること。

施工計画書は、工事全体を通じて受注者等が行う工事組織の編成と運用、工事環境の整備と維持、工事請負契約に基づく発注者への対応などについて、本工事の固有の条件に適合した具体的な方策を定めたものとし、十分検討したうえで作成し、提出すること。

施工計画書について、設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあると明らかに認められる場合には、監督員に報告すること。

施工要領書は、受注者が機器・材料製造者、専門工事業者などと打合せのうえ、施工計画書記載の各項目を実行するための詳細要領を定めたもので、必要に応じて提出すること。

第9条 計画工程表

工事着手前に計画工程表を作成し提出すること。監督員より計画工程表に問題があると指摘された場合は、打合せのうえ修正すること。計画工程表は、工事着手から完成に至る工事全般の手順と日程の計画を表したもので、本工事の工程のほか、次の内容を記載する。

提出時期は施工計画書と同じとし、着手前に把握可能な範囲としてもよい。

- (1) 主要な施工図、施工計画書（搬入・試験を含む）、施工要領書などの作成・提出・承認の日程
- (2) 官公署その他の関係機関への届出など手続の日程
- (3) 建築主事・所轄消防署その他の関係機関による中間検査など関係法令に基づく官公署の諸検査の日程

- (4) 完成時の諸検査の日程
- (5) 部分使用・部分引渡の日程及び関係する諸検査の日程
- (6) 出来高予定
- (7) 関連工事の主要な工程
- (8) その他、工事の進行に関する重要事項（受電、停電切替など）
- (9) 監督員より指示された事項

計画工程表に変更の必要が生じた場合は、監督員に報告すること。

第10条 施工図書

施工図等の作成に先立ち、提出予定の施工図の一覧表を作成すること。また、施設全体の機能が十分発揮させるよう機器の据付及び配管・配線等の位置、経路、サイズ、形状、支持方法等は十分に検討し計算書等を作成したうえで、施工図を作成し承諾を得ること。

第11条 完成図書

完成図書については、完成した工事に関する情報が、維持管理及び保守点検が容易であることや、将来の改修などのための情報として使用することを目的としているため、よく整理され、見やすく、扱いやすい明解なものとする。

第12条 書類の電子情報化など

発注者に提出する書類のうち、監督員の指示するものは、指定のソフトにより作成し、電子的媒体による文書データを添えて提出すること。施工図や完成図を作成するために参考図のCADデータを利用する場合は、監督員に申し出ること。なお、参考図のCADデータは、工事目的外に利用してはならない。

第13条 銘版

現場に設置する機器には製造年月、製造番号及び製造者名等を記載した製造銘板並びに工事件名、完成年月、受注者名等を記載した工事銘板を見やすい箇所に取り付けること。

第4節 特記事項

第1条 工事施工

- (1) 異種金属間の接続となる箇所がある場合には、絶縁ボルト等を使用し、異種金属間の腐食対策を行うものとする。
- (2) 機器は、製作後、現場搬入時まで受注者の責任において保管すること。
- (3) 工事施工に伴う発生品は、適正に処分すること。
- (4) 本工事の施工場所には民家が隣接しているため、工事施工に伴い発生する騒音、振動等に対する周辺環境対策には特に注意を払うものとする。なお、周辺環境対策は受注者の責任において実施するものとする。
- (5) 周辺住民の生活環境に影響を及ぼすおそれのある騒音、振動等を伴う作業は、夜間、休日（土曜日、日曜日及び祝祭日、年間年始）には行わないことを原則とする。また、騒音、振動等に対する配慮、調整は受注者の責任において実施するものとする。
- (6) 工事施工に伴い公道等を使用する必要がある場合は、関係各署との調整及び適切な

手続きを取り、十分な安全配慮を行うこと。

- (7) 関連工事として、建築工事、機械設備工事が同時期に並行して施工される場合は、当該工事の受注者間における工程管理、安全管理、周辺環境対策等の連絡、調整等を目的とした安全協議会等を設置すること等により、連絡、調整体制を確立し、受注者間が相互に協力し、安全かつ効率的な施工ができるように配慮すること。
- (8) 機器の現場搬入等の伴う大型車両等による公道等の使用は、別途発注の関連工事における受注者間が相互に協力・調整し、公道等の使用を最低限に抑えるよう配慮すること。

第 5 節 試運転

第1条 共通事項

- (1) 運転開始後に円滑な運転管理が行えるよう一連の設備に実負荷（または相当負荷）をかけて総括的に一定期間（時間）運転し、各機器・設備間の連携運転による作業状況と総合的なプラントとしての機能を確認し、併せて維持管理職員に対する運転操作・保守点検方法等の基礎的指導を行うこと。

第 6 節 プラント機械設備工事との取合い

第1条 機械設備工事との取合い

- (1) 特記なきもの

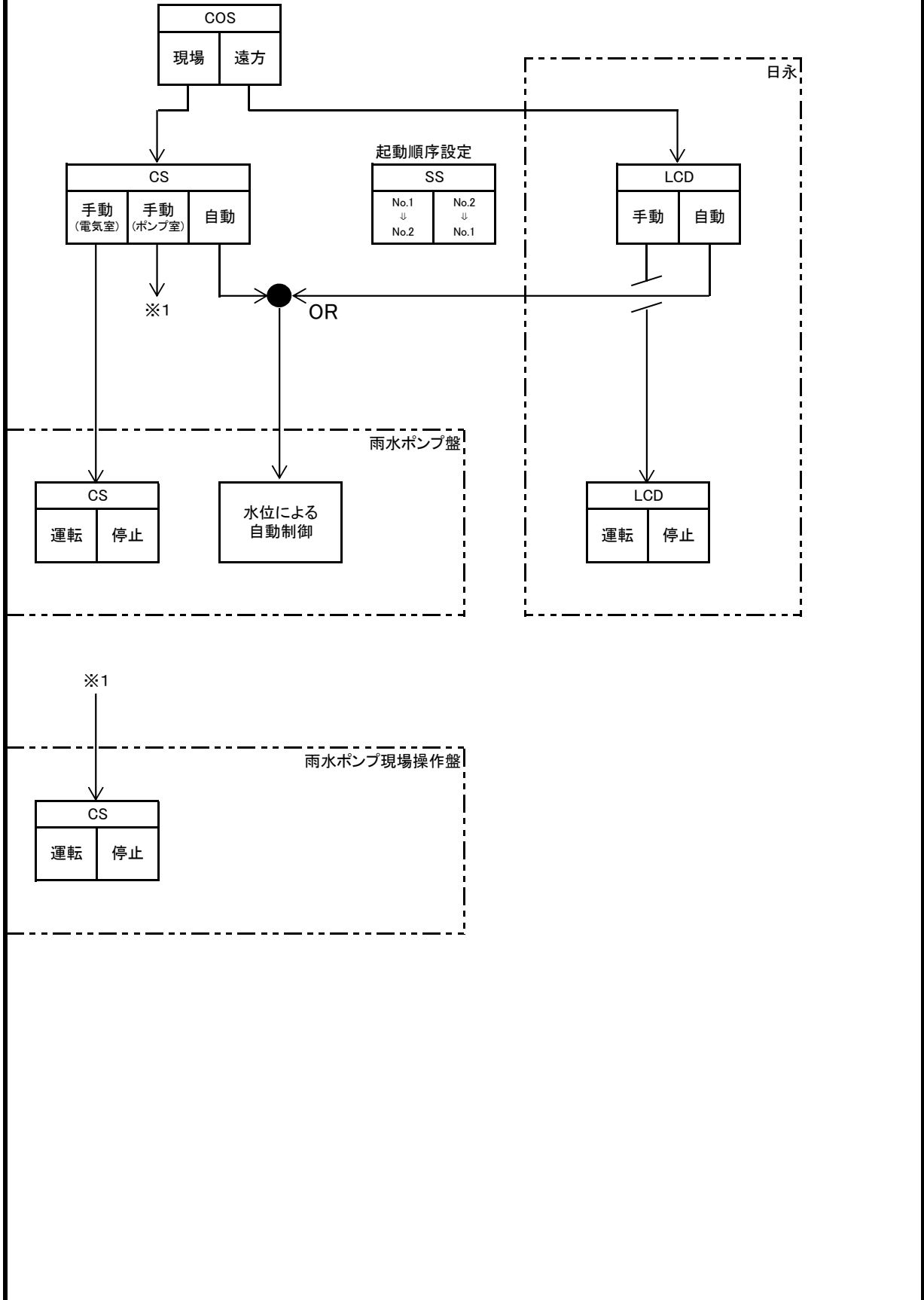
機械設備工事一般仕様書、電気設備工事一般仕様書・同標準図による。

参考資料 運転方案・信号項目一覧表

本運転方案及び信号項目は、その基本思想を十分理解し（操作場所、表示方式、操作モード等）、機械設備のブロックシーケンス図をもとに、再検討し、承諾図として提出し、監督員の承諾を受け、シーケンス回路等を構築すること。

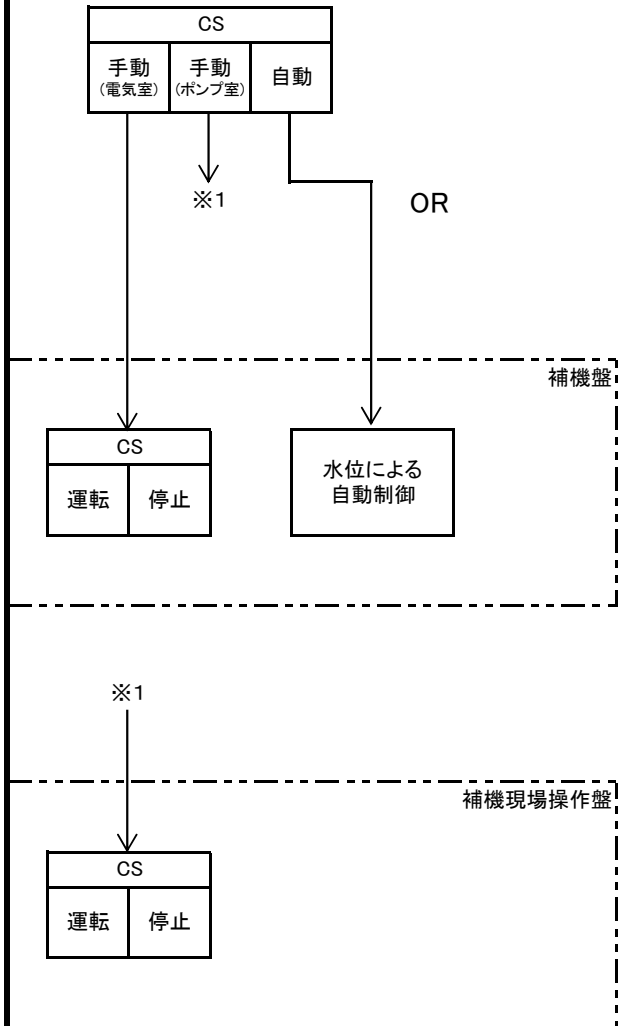
設備名称	浜田通り貯留管	容量			
名称	雨水ポンプ 手動運転	今回	2台	全体	2台

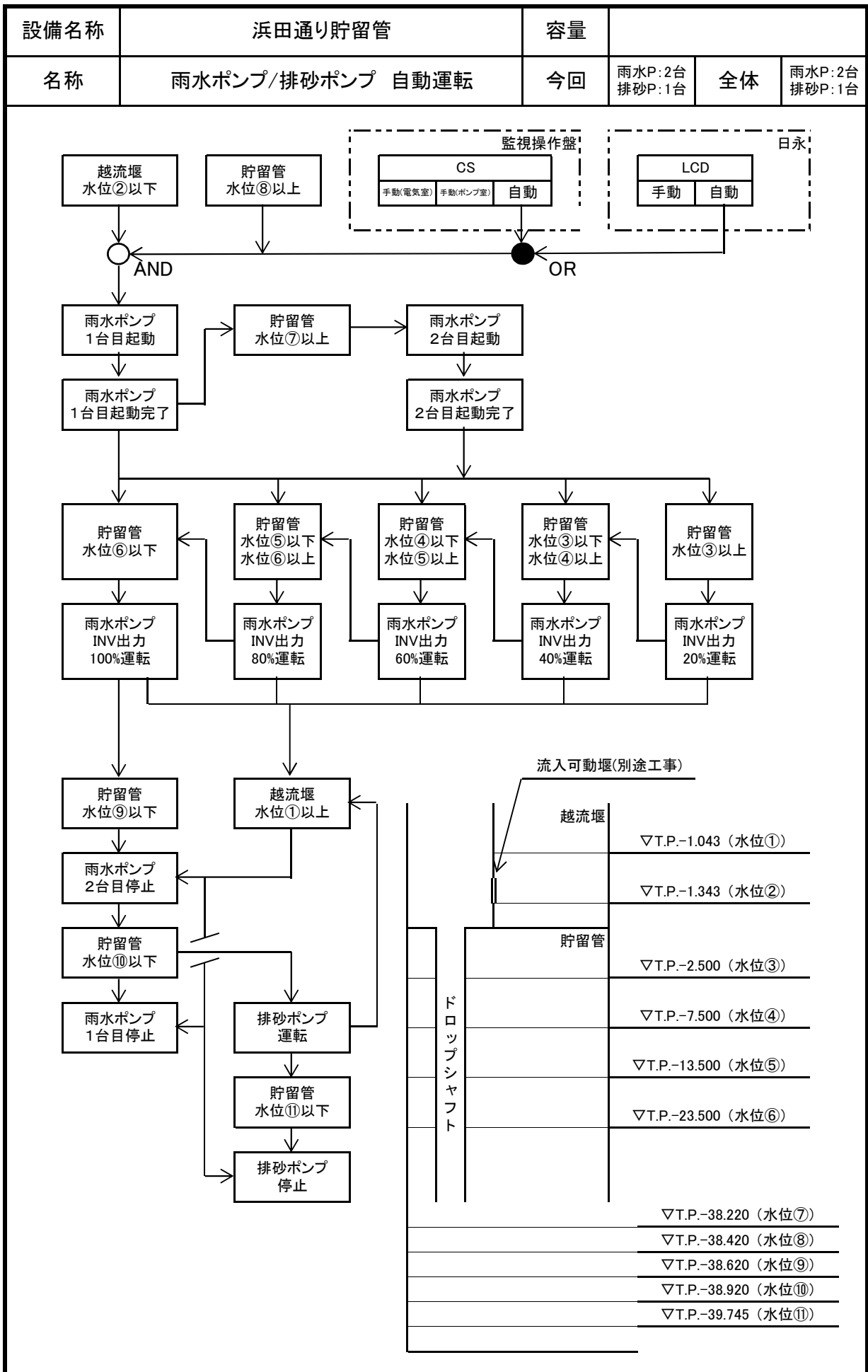
※明記無きは監視操作盤取付器具を示す。



設備名称	浜田通り貯留管	容量			
名称	排砂ポンプ 手動運転	今回	1台	全体	1台

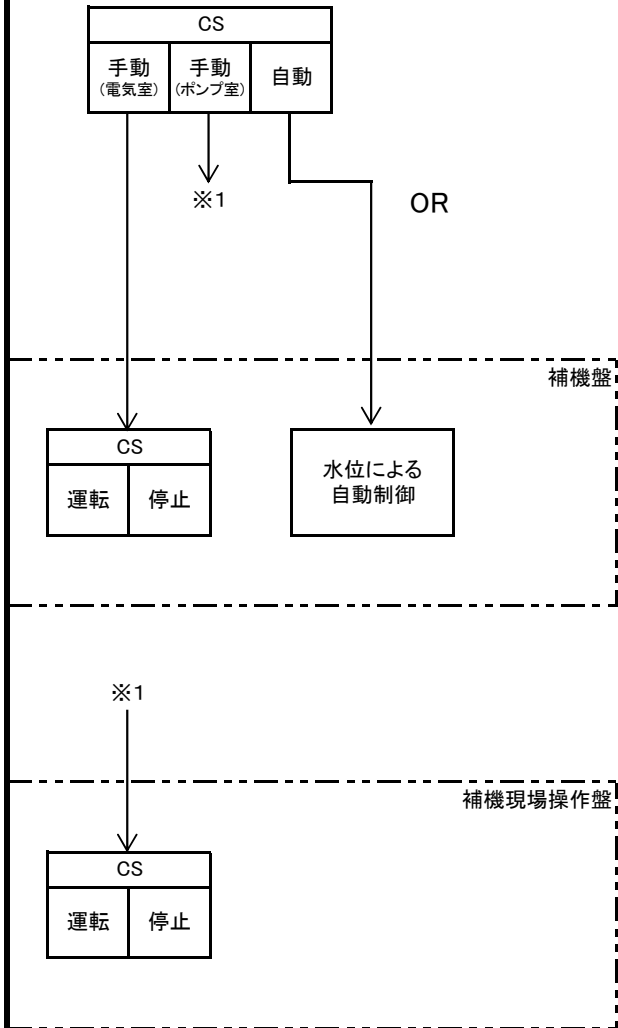
※明記無きは監視操作盤取付器具を示す。





設備名称	浜田通り貯留管	容量			
名称	床排水ポンプ 手動運転	今回	2台	全体	2台

※明記無きは監視操作盤取付器具を示す。



LP04 補機盤

内容	順番	制御・表示項目	制御表示場所				入出力				故障区分	備考
			浜田貯留管		日永		DI	DO	AI	AO		
			補機盤		G-P	LCD						
操作	1	排砂ポンプ 運転	○			○	○					
	2	排砂ポンプ 停止	○			○	○					
	3	No.1 床排水ポンプ 運転	○									
	4	No.1 床排水ポンプ 停止	○									
	5	No.2 床排水ポンプ 運転	○									
	6	No.2 床排水ポンプ 停止	○									
	7	床排水ポンプ No.1-交互-No.2	○									
	8	ランプテスト	○									
	9	故障復帰	○									
状態	1	排砂ポンプ 運転	R			○	○					
	2	排砂ポンプ 停止	G			○						
	3	No.1 床排水ポンプ 運転	R									
	4	No.1 床排水ポンプ 停止	G									
	5	No.2 床排水ポンプ 運転	R									
	6	No.2 床排水ポンプ 停止	G									
故障	1	主幹MCCB断	R			○	○				T	
	2	排砂ポンプMCCB断	R			○	○				T	
	3	排砂ポンプ3E	R			○	○				T	
	4	排砂ポンプ地絡	R			○	○				T	
	5	排砂ポンプ接点溶着	R			○	○				T	
	6	No.1床排水ポンプMCCB断	R			○	○				T	
	7	No.1床排水ポンプ3E	R			○	○				T	
	8	No.1床排水ポンプ地絡	R			○	○				T	
	9	No.1床排水ポンプ接点溶着	R			○	○				T	
	10	No.2床排水ポンプMCCB断	R			○	○				T	
	11	No.2床排水ポンプ3E	R			○	○				T	
	12	No.2床排水ポンプ地絡	R			○	○				T	
	13	No.2床排水ポンプ接点溶着	R			○	○				T	
	14	機器搬入用吊上機MCCB断	R			○	○				T	
	15	機器搬入用吊上機地絡	R			○	○				T	
	16	スクリーン吊上機MCCB断	R			○	○				T	
	17	スクリーン吊上機地絡	R			○	○				T	
	18	動力制御盤MCCB断	R			○	○				T	
	19	動力制御盤地絡	R			○	○				T	
	20	作業用電源盤MCCB断	R			○	○				T	
	21	予備回路MCCB断	R			○	○				T	
	22	予備回路地絡	R			○	○				T	
計測	1	排砂ポンプ 電流	A			A			○			0~300A
	2	No.1床排水ポンプ 電流	A			A						0~15A
	3	No.2床排水ポンプ 電流	A			A						0~15A

施工条件明示一覧表

No.1

明示項目	明示事項	条件及び内容
設計積算条件	<input checked="" type="checkbox"/> 工事工種 <input checked="" type="checkbox"/> 積算基準 <input checked="" type="checkbox"/> 単価適用日 <input checked="" type="checkbox"/> 施工区分 <input checked="" type="checkbox"/> 一般管理費 <input type="checkbox"/> 随意契約による調整	<input checked="" type="checkbox"/> 該当工事工種を記入する。 ※下水道機械設備工事及び下水道電気設備工事 <input checked="" type="checkbox"/> 下水道用設計標準歩掛表 令和2年度 <input type="checkbox"/> 三重県県土整備部制定 平成28年7月制定版 積算基準(共通編・道路編) <input type="checkbox"/> 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事積算基準 平成31年版 <input checked="" type="checkbox"/> 令和2年 4月1日制定版 <input checked="" type="checkbox"/> 建設物価・積算資料 令和2年 11月 <input checked="" type="checkbox"/> 建築施工単価・建築コスト情報・土木コスト情報 令和2年 秋号 <input type="checkbox"/> 市街地 山間僻地及び離島 <input type="checkbox"/> 地方部(一般交通の影響を受ける) <input type="checkbox"/> 地方部(一般交通の影響を受けない) <input type="checkbox"/> 工事原価500万円以下 <input checked="" type="checkbox"/> 500万円を越え30億円以下 <input type="checkbox"/> 30億円を越えるもの <input checked="" type="checkbox"/> 前払金支出割合に係る一般管理費等率の補正 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 契約保証に係る一般管理費等率の補正 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
工程関係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整 <input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限 <input type="checkbox"/> 他機関との協議 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 調整項目 <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 制限する工種名 () <input type="checkbox"/> 施工時期及び施工時間 () <input type="checkbox"/> 施工方法 () <input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名 () <input type="checkbox"/> 協議完了見込み時期 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> ()
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり <input type="checkbox"/> 仮設ヤードあり <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 未処理箇所 (<input type="checkbox"/> 別添図 <input type="checkbox"/> No. ~ No. <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 完了見込み時期 (<input type="checkbox"/> 平成 年 月頃 <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード (<input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間 () <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離 (L= Km) <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法 () <input type="checkbox"/> その他 ()
公害対策関係	<input type="checkbox"/> 施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 制限項目 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 施工方法 <input type="checkbox"/> 指定工法名 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 調査項目 <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質測定 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 調査方法 <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 ()

施工条件明示一覧表

明示項目	明示事項	条件及び内容
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 交通管理要員の配置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 別途仕様書 <input type="checkbox"/> 配置人員数 (人) <input type="checkbox"/> 工事施工期間において工事箇所の前後に各1名計2名を配置する。(※配置方法を示す。) (注:配置人員の変更は原則行なわないものとする。)
	<input type="checkbox"/> 近接公共施設等に対する制限	<input type="checkbox"/> 施工時間の制限 <input type="checkbox"/> 工法制限あり ・近接公共施設名等 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 () ・制限を受ける工種 () ・制限内容 ()
	<input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	<input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 保安要員の配置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議
	<input type="checkbox"/> イメージアップ経費適用工事	<input type="checkbox"/> イメージアップの内容(率分)() <input type="checkbox"/> イメージアップの内容(積上)()
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件あり	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件 <input type="checkbox"/> 別添図面等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 転用あり (回) <input type="checkbox"/> 兼用あり () <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定	<input type="checkbox"/> 構造及び設計条件 <input type="checkbox"/> 別添図面等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 施工方法 <input type="checkbox"/> その他 ()

施工条件明示一覧表

明示項目	明示事項	条件及び内容
残土・産業廃棄物関係	<input checked="" type="checkbox"/> 残土処分（自由処分） （処分先については監督員に工事打合簿にて提出すること） <input type="checkbox"/> 残土処分（指定処分・他工事流用） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり <input type="checkbox"/> 提出書類 その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 残土処分地 運搬距離（L= km） <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 処分地の処理条件あり <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類 <input type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地 運搬距離（L= km） <input type="checkbox"/> 再生処分地（ ） <input type="checkbox"/> 最終処分地（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途図書 <input type="checkbox"/> 処分地での処理費 <input type="checkbox"/> 計上あり（ <input type="checkbox"/> 処理料 <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> 被覆土 ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 支障物件名 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 移設時期（ <input type="checkbox"/> 平成 年 月頃 <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 防護（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
排水工関係 （濁水処理含む）	<input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり ※法令上乗せ制限の場合	<input type="checkbox"/> 項目および基準値（ ） <input type="checkbox"/> 調査項目（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認 <input type="checkbox"/> 注入の管理及び注入の効果確認 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 工法区分 <input type="checkbox"/> 材料種類（ ） <input type="checkbox"/> 施工範囲（ ） <input type="checkbox"/> 削孔数量（ ） <input type="checkbox"/> 注入量（ ） <input type="checkbox"/> その他（ 別途図書 ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 工法関係（ ） <input type="checkbox"/> 材料関係（ ） <input type="checkbox"/> その他

施工条件明示一覧表

No.4

明示項目	明示事項	条件及び内容
再生材料使用関係	<input type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品推進条例に基づく認定製品の使用 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 再生材の種類 <input type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシャーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生材が使用できない時の措置 <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。 (認定製品の品名:) <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 (認定製品の品名:) 【注:認定製品の品名欄については、設計単価表品名を記入すること。】 <input type="checkbox"/> その他 ()
その他	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管 <input type="checkbox"/> 現場発生品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり <input type="checkbox"/> 盛土材料等工事間流用あり <input checked="" type="checkbox"/> その他 (随時検査)	<input type="checkbox"/> 保管場所 () 期間 () その他 () <input type="checkbox"/> 品名 () 数量 () 保管場所 () () 数量 () その他 () <input type="checkbox"/> 品名 () 数量 () 引渡場所 () 時期(平成 年 月 日) その他 (引渡場所、時期は別途協議) <input type="checkbox"/> 運搬方法 (<input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 引渡場所 (<input type="checkbox"/> 別添函等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 数量 () 運搬距離 L= km) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (受注者は四日市市検査規定第8条第6項の規定により、発注者が随時検査を求めた場合は、監督員の指示に従い受検すること。)
適用条件		<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書(令和2年8月版)を準用 (部分改定を行った内容も含む(最新改定令和 年 月)) <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル(案)」 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (日本下水道事業団機械・電気設備工事一般仕様書(最新版)を準用)

(注) 上記受託業務事項・条件および内容のレ印当該欄は作業に当たって制約を受けることになるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲(発注者)と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は工事打ち合わせ等により協議するものとする。